

平成27年3月 川棚町議会定例会会議録 (第2日目)

平成27年3月6日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山口 栄 治
書 記	小林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山口 文 夫
副 町 長	山口 誠 実
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
国体推進室長兼	
企 画 財 政 課 参 事	吉 永 文 典
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	山 中 美 由 紀
産 業 振 興 課 長	
兼農業委員会事務局長	太 田 啓 寛
建 設 課 長	照 本 茂 法
ダ ム 対 策 室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	野 上 英 了
行 政 係 長	荒 木 俊 行

議事日程

- 日程第 1 議案第 2 号 川棚町課室設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 4 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 5 号 川棚町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6 号 川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 7 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 同意第 1 号 川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 日程第 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 日程第 10 議案第 9 号 平成 26 年度川棚町一般会計補正予算（第 8 回）
- 日程第 11 議案第 10 号 平成 26 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 12 議案第 11 号 平成 26 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 13 議案第 12 号 平成 26 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 14 議案第 13 号 平成 26 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 15 議案第 14 号 平成 26 年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 16 議案第 15 号 平成 26 年度川棚町水道事業会計補正予算（第 2 回）
- 日程第 17 議案第 16 号 川棚町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 17 号 川棚町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 18 号 川棚町保育の実施に関する条例を廃止する条例

- 日程第 20 議案第 19 号 川棚町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 20 号 川棚町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例
- 日程第 22 議案第 21 号 川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第 23 議案第 22 号 川棚町大崎保養・宿泊施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 23 号 一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例の一部を改正する条例
- 日程第 25 議案第 24 号 町道の廃止（町道川通り線外 2 7 7 路線の件）
- 日程第 26 議案第 25 号 町道の認定（町道川通り線外 2 7 7 路線の件）
- 日程第 27 議案第 26 号 川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 28 議案第 27 号 川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 29 議案第 28 号 川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 30 議案第 29 号 長崎市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更の件

議 長 ご起立願います。おはようございます。

議 長 ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、議案第2号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 皆様おはようございます。昨日は大変、お疲れでございました。

提案理由の説明の前に、一つお願いがございます。昨日の会議の冒頭で行いました平成27年度施策等に関する説明の中に一部重大な誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

誤っていた箇所は、昨日配布をいたしました資料をお持ちいただければ、9ページの3行目になります。平成27年度予算の具体的施策等の中において、平成27年度一般会計の総額を57億5千万円と申し上げましたが、正しくは57億4,800万円でございます。訂正して、心からお詫びを申し上げます。

それでは議案第2号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

本条例の一部改正は、国体推進室の所管事務が平成26年をもっておおむね完了することから、同室を廃止し、新たに地方創生業務に関する専門部署を設置し、現行において企画財政課が所管する企業誘致業務及び産業振興課のうち商工観光係の所管業務を併せ持つ地域政策課を新設することとし、商工観光係を移管しますので、産業振興課の名称を農林水産課とするため、条例改正の提案をしようとするものでございます。なお、今回の課室設置条例の改正では、新たに地域政策課を設置することといたしましたが、地域政策に関する専門部署が所管する事務は、企画調整係が所管する町の総合的、基本的な施策の業務とは別に地域に密着した政策の推進を目的とする業務を担当することといたしております。このほかに、地域政策を担当する部署として、商工観光係を配置することとしておりますが、これは地域政策には商工業の振興、観光の推進は当然不可欠な要素でありますので、今回、地域政策

と併せて担当させることにしたところでございます。以上で、提案の理由といたしますが、補足説明を総務課長にさせますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは私の方から補足説明をいたします。新旧対照表でご説明いたしますので、次のページをお開き願います。

ここで第1条第3号におきまして、国体推進室を地域政策課に、第7号産業振興課を農林水産課に、第2号中企画財政課に所管する業務のキ、企業誘致に関する事、これを第3号の地域政策課に移管するため削除することとし、第3号では、国体推進室を地域政策課に改め、分掌事務をアからカに定めようとするものでございます。次のページです。

第7号では、産業振興課を農林水産課に改め、商工観光係が所管している業務を地域政策課に移管するため削除するものでございます。改正前のキ、アからカまでとなっておりますけれども、これは現行条例が誤っておりますので、今回の改正を含め改めるものでございます。

次に、改正条文本文に戻っていただきまして附則でございます。

施行期日でございますが、平成27年4月1日とするものでございます。以上で補足説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

1 2 番田口 先ほど町長の説明の中で、係のことを言われましたので、もうちょっときちんと聞きたいと思いますが、新しくできる地域政策課では、地域政策に関する事と、商業、工業に関する事、労働、行政、観光に関する事。このア、イ、ウ、エの4つを一つの係でと、所管するという事とで考えていいんですか。それと企業誘致は、また別の係ということになるのでしょうか。

総務課長 ただいまの質問にお答えをいたします。

地域政策課で予定しておりますのは、まず3号に記載をしておりますア、地域政策に関する事。イからオまで、商業、工業から企業誘致に関するところまで、4つのところを一つの部署と、このように考えております。係については、従前の産業振興課にありました商工観光係で担当することに予定しております。

1 5 番 山 口 この農林水産課、地域政策課ですが、地域政策課の中にですね地域政策に関するのと、それから商工、観光、労働に関するのと、そして農林水産を別にしたと、こういうふうに見ればですね、従来の産業振興課で扱った分のイからエがいてですね、結局、この地域政策課で扱うのがですね、今度の地方創生の目玉の部分であると。そしたら農業、林業、水産業は、それから外れているような印象を受けがちなんですよね。ここのところをどう考えておられるのかですね、当然、農業、林業、水産業も含めてですね、地方創生も総括的に取り組む必要があると思うんですよ。これを見ればですね、地域政策課ではこういうことを所管事務としますよと。農林水産課は別ですよということになればですね、なんとなく農林水産は、いわゆる地域政策の中から外れているんじゃないかと、そういう判断もされかねないと、そういう感じを受けますが、そこはどういうふうに考えていますか。

町 長 答えします。今回の機構の改革につきましては、先ほど申し上げましたように地方創生の担当を所管する係と課を新設したということと、それからもう一つこれに併せて、今まで産業振興課の守備範囲が非常に広くて、課長等々も大変苦慮しておりましたので、これで事務範囲を少し狭めて、逆に農業、林業、水産業に力を入れるという考え方で、こういった課の構成にしたところがございます。以上でございます。

5 番 三 岳 地域政策課のですね、アに、地域政策に関するということと、先ほど町長の方から地方創生に係る部分と、ただ補正の予算を見ますとね、これは先ほど山口議員が言われたように、農産物加工とか、そういった部分の直売ですね。そうしますと、地域政策に関するということというのは、町の行政全般にわたってくると。例えば、民生からそういった産業振興と言いますかね、全ての分野にかかってくるんじゃないかと思うんですよね。そうしますと、実際に企画立案をするのは、担当課と。そしてそれをまとめるのが地域政策課と捉え方でいいのかですね。それと併せて、実際に事業を挙げておられますが、これについてはですよ、各担当課が事業の推進をするというふうにするんですよね。そうしますと、ここの地域政策課の役割としたら、それらを取りまとめる役目なのか。実動部隊というのは担当課だと私は思うんですが、そこらへんの区分けと言いますかね、例えば民生費にもかかってくるよと、他の部分にもかかってくるよという部分があって、まとめを

ここでするのかですね、こういったスタンスなのか、そこをお尋ねしたいと思います。

町長 お答えします。まず、議員からは2つほどの質問をいただきましたが、町全体に係わることにつきましては、これまでの企画財政課の企画調整係が担当いたします。今回、新たに創設された、いわゆる地方創生に関する事業を主に担当いたします。その中で、今回補正予算に計上しております7つの事業については、この地域政策課で直接担当するものもあれば、新たな農林水産係と連携するものもあるし、あるいは住民福祉課と連携するものもございます。以上でございます。

2 番 竹 村 改正後の地域政策課の中に、アからカまであるんですけども、カの中にアからオまでに掲げるものは地域政策、産業振興及び観光、この地域政策と観光というのは上にもあるんですね。この意味合いについてお尋ねいたします。

総務課長 お答えいたします。ここにつきましてはですね、アからオに掲げるもののほかとしておりますので、全般的なものというふうに捉えていただければと思います。

2 番 竹 村 すいません、理解をしいきらんのです。アの分については、こういったもの、全体ではなくある部分に限ったことというような捉え方になるんですか。観光についても、両方で書いてあるのは、例えばこういったもので、観光にしてみればエの部分はこういったものなのか。そこに掲げていないものが次に来るならばこういったものなのか、分かりやすく説明をしてもらえればと思います。

総務課長 お答えいたします。第3号に地域政策課には、アからオまでに掲げるもののほかというふうにしておりますけれども、これは他の部署においてもこのような表現をいたしておりまして、具体的なものというふうにしては、説明しにくいわけですが、これらに関連する業務について、ここで担当するというような書き方にしていると捉えていただければと思います。

5 番 三 岳 先ほどの関連でですね、これは予算計上は、例えば総務課に上がってくるんですよ。総務管理費の中にそういった、先ほど町長が言われた7つの事業ですか、それをされるということであればですね、議会の方から言いますと、例えば予算、決算についてですね、審査をするときに、総務

費であればですね、これは今の総務厚生委員会というふうになるわけですね。しかし実際の事業をやるのは、各担当課の方でやるということになりますとね、それは要するに今の総務厚生範囲から外れる部分というのも当然出てくるわけですね。そういった意味でですね、事業を実際やっていくのが担当課、新しくできる地域政策課でやるということではないという捉え方でいいわけでしょ。しかし、実際に予算は総務管理費に上げているけれども、実際の事業というのは、各課で取り組むよと。そうしますと、決算等で評価をするときにどちらがすればいいのかなというの、ちょっと出てくるんじゃないかなという気もするんですね。総務厚生でもそれをやんなさいと、例えば、農産物加工の直売とかっていうのは、本来は産業振興課の所管ですので、そちらの方で評価をすべきというふうに思うんですよね。しかしながら、予算上は総務管理費に入っているから総務厚生でしなさいよというふうになるのかですね。そこらへんは実際委に実動部隊とですよ、企画立案をする場所が違うということで、そういったことが出てくるんじゃないかと思うんですが、そこらへんはどういうふうに考えておられるんですか。

町長 三岳議員のご質問にお答えいたします。まず、今回の補正予算で計上している事業をまず担当させるわけですが、それについては先ほど言いましたように、直接地域政策課が担当するもの、例えば婚活事業であるとか、しかし議員が今おっしゃった農業振興に関する事で、農産物の直売、加工についての事業を起こすということにしておりますので、これは実際動いてくれるのは農林水産課というふうに考えております。そうしますと、今議員がおっしゃったのは、それを審議するためにどちらの委員会で審議をするのかというご質問でございますけれども、これは基本的には総務管理費に上げているのは、地方創生という大枠の中で捉えて計上しておりますので、だから議会側におかれてもどっちの立場で審査をしていただくか、これについては議会の方で判断していただくのではないかと思います。もちろん両方で、あるいは総務委員会で、あるいは産業建設文教委員会ですか、両方で審議をするようになりますと、私どもも両方に対応してまいると、そういうことになるのではないかと、こう考えております。基本的には、地方創生の施策の展開だというご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

3 番 福 田 そもそもこの課室設置条例を検討されるときに、先ほど、産業

振興課の方からの一部、商工観光係の方の業務量が多いということで分けた
いと。その分と、地域政策に関する課を設けることは別だろうと、別次元
で考えてですね、私は地域政策に関することは、とりあえず5年ほどのスパン
で設置されるのかなと思うんですけども、専任と言いますか、単独の部
署にして、それに専念してもらった方がいいんじゃないかと思うんですけども、
そこらへんの検討はされたのかお聞きしたいと思います。

町長 お答えします。その件につきましては、先ほど説明しましたよ
うに、現在の産業振興課の守備範囲が広いということもありますけれども、
基本的にこの地方創生を進めていくためには、やはり商工と観光についても
同時に取組んでいった方がより効果的ではないかということで、この考えで
二つの係を配置するというにしましたところでございます。

1 5 番 山 口 今町長が答弁ですね、ちょっと疑問が出てくるわけですね。
まち・ひと・しごと創生事業というのは、まず人口減対策である。それに関
して出生率のアップ、それから人口の流れを変えると、そういったことから
言えばですね、人口減対策、その中に当然、子育て、福祉、そういった分野
もかなりウエイトを占めているわけです。そうすれば、決して地方政策で地
方創生をするのに、商工観光、これをそこにくっつけなければいいというもんじ
ゃないと。そうすれば、まち・ひと・しごと創生、これの部分というのは、
やはり住民福祉課も関係している部分がある。それから健康推進、産業振興
課、いわゆるそういうものをすべて総合した中でですね、地方の活性化して
いこうというのが、まち・ひと・しごとであろうと。そうすれば、地域政策
に関することに産業観光をくっつけてしまうというのは、なんかほかの子育
てであるとか、それからそういうふうな福祉関係、そういったことに関連か
らいけばですね、少し定義が狭すぎはしないかと。逆に言えばですね、先ほ
ど福田議員が言われたように、地域政策課についてはですね、やはり、まち
・ひと・しごと創生、これを専門にさせる、そういうふうなかたちで取り組
まないですね、なんとなく従来と同じスパンになってしまいはしないかと。
だから、まったく現在、先が見えない、どうして取り組むのかと、それにさ
っと対応できるような体制をするために地域政策に関すること、いわゆるま
ち・ひと・しごと創生、これに関すること一本をですね、そこで専任させた
方が私はいいと考えますけれども、どうでしょうか。

町長 お答えいたします。前議員の質問に対する回答と同じなんですけれども、くっつけたという表現を今されましたけれども、くっつけたという認識はまったくありません。まず、全体の課の、あるいは室の現在の人員配置の状況、それから一人の職員が担当する守備範囲、あるいは守備能力、そういったことを考えながら課の配置、係の配置を考えるわけですが、そういったことも考えながら今回は先ほど言いましたように、新たな課を作って、地方創生の戦略を進めていくということで、国体推進室を廃止をして、地域政策課を新たに作ろうということ、それから地域政策課には何を担当させるかということで考えたときに、地方創生の係をまず設置をしよう。そして、全体の配置の関係から商工観光係をこの中に担当させようと、そういう2つの係を設けたわけでありますので、くっつけたという表現はいささかいかかなものかというふうに私は思います。そのようにぜひご理解をいただきたいと思えます。

それから、やっぱりこの地方創生に関する事業というのは、各所管に関わってまいりますので、連携をしていかなければいけません。それはやはり新たに設ける政策推進係というふうなことを考えておりますけれども、その係が中心となって進めていくということで考えているところでございます。

1 2 番田口 新年度予算案では、商工費とか労働費とか独立の款があるのですけれども、こういう予算の立て方は今後も変わらないのでしょうか。

企画財政課長 お答えいたします。現在の款につきましてははですね、総務省の基準に沿ったものでありまして、これは基本的になかなか変え難いと考えております。ただし、地方創生に関しましてはですね、あるいは項なり目ですね、こういったことの対応は今後出てくると考えております。ただしこれにつきましてははですね、今仮称なんですけれども、いわゆる地方創生交付金、この制度設計によってですね、どう対応するかというのが出てまいりますので、現在のところは当初予算においては、2款総務費、1項総務管理費の中に9目として地域づくり事業費を設けたと、そういう対応をしております。ただこれが28年度以降、まだ流動的になるということとはご理解いただきたいと思えます。以上です。

5 番三岳 もう一点お尋ねをしたいんですが、この地域施策課というのができまして、例えばそこにどのようなかたちで係と言いますかね、地域政策

に関する、これがメインと捉えたときに、商工とか、そういったものを含めれば、いくつかの係も必要かと思うんですが、職員の配置についてはどのようにお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

町 _____ **長** お答えします。まだ、人事の配置まで、いわゆる職員の配置までは考えておりませんが、係としては先ほど言いましたように政策推進係と商工観光係、その2つを置きたいと思っております。そこに何人配置するかについては、全体の職員のバランスを考えながら、新たに担当させる政策推進係の事務量も考えながら配置を考えていきたいと思っております。これにつきましては、まだ26年度補正による事業費だけ内示を受けておりますので、今後27年度予算についての事業配分がなされる予定でありますので、そこでどういった事業に取り組んでいくのか、まだ未知数でございます。したがって4月1日には、きちんとした配置を行いますけれども、その後も変更になる可能性はあるのではないかと、このように思っております。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第2号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10:40)

議 長 次に、日程第2、議案第3号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第3号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

本条例の一部改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育委員会の組織が教育長と委員の構成となり、現行の教育委員会を代表する委員長が廃止されたことに伴い、委員長に対する報酬及び費用弁償の規定を削除し、鳥獣被害対策実施隊設置要綱の一部改正による実施隊員と、地域おこし協力隊設置要綱の制定による地域おこし協力隊員を非常勤の特別職として委嘱する予定としておりますので、条例の一部改正をしようとするものでございます。以上で、提案の理由とさせていただきますが、補足説明を総務課長にさせますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは補足説明をいたします。新旧対照表で説明をいたしますので、次のページをお開きください。

町長の提案説明にもありましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育委員会の組織が教育長と委員の構成となり、現行の教育委員会を代表する委員長が廃止されることに伴い、委員長に対する報酬及び費用弁償の規定を削除し、新たに鳥獣被害対策実施隊員の項を加え、報酬の額、日額6千円以内、旅費の額、3級以上職相当額とすることとし、地域おこし協力隊員の項を加え、報酬の額を月額18万円、旅費の額を3級以上職相当額としようとするものでございます。次に備考欄でございますけれども、備考欄には、旅費の額で相当額という表示をしておりますけれども、額を明確にするため備考欄にその説明を加えているもので

ございます。

次に、改正本文でございますが、附則をご覧くださいと思います。

第1項、施行期日でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行することといたしております。

次に第2項では、現に在職いたします教育長が教育行政の組織及び運営に関する法律、附則第2条第1項の規定、この規定は、教育長が在職する期間、中途退職がない限り、平成28年9月30日まで続くというふうに本町では捉えることができると思います。この規定のように、在職する期間までは従前の例によるといたしているものでございます。以上で、補足説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

1 5 番 山 口 新しい項目でございますが、鳥獣被害対策実施隊員というのは、だいたいどういうふうな業務内容を行うのかですね、それに対しての日額6千円という報酬だろうと思います。それから、これも非常勤になっているわけでございますので、いわゆる地域おこし協力隊員、月額18万円となっている。そしたらこれは非常勤ですから、月のうちに何日間は出てくださいますかというかたちでの報酬なのかですね、忙しいときには集中して、暇なときはその月に一回も出なくていいのかと。非常勤でございますので、その部分はどういうふうな勤務日程というわけにもいかないわけですね、非常勤でございますので、そのところをどういうふうに捉えられているのか説明をお願いしたいと思います。

産業振興課長 それでは鳥獣被害対策実施隊、これの業務内容ということをお尋ねですのでご説明をいたします。

業務内容といたしましては、要綱を設置しておりまして、その中に所掌事務というものを決めております。項目としては主に3つございます。

有害鳥獣による被害状況の調査に関すること。有害鳥獣被害防止技術に関すること。有害鳥獣の捕獲に関すること。こういうものを業務内容としております。ただし、捕獲に関することと3つ目に申し上げましたけれども、その時には資格を持っておられる方が同行するというのが必須となっております。資格というのは、狩猟免許を持っている方が同行するということが必須となっております。以上です。

企画財政課長 山口議員のご質問の地域おこし協力隊の勤務の状況ですね、日数のご質問についてお答えいたします。この地域おこし協力隊員につきましては、採用を予定しておりまして、設置要綱というものを定めております。その中におきまして勤務条件等も規定をしておりまして、その中で隊員の勤務日は一般職の例によるとしております。したがって、原則的に土日が休みという勤務です。そして一日の勤務については、7時間45分、時間帯につきましては、標準的な勤務時間帯が8時半から午後5時15分まで、休憩を正午から午後1時までということです。ただし、この地域おこし協力隊につきましては、地域活動という業務になってまいります。したがって標準的な勤務時間につきましては、先ほど申しあげたとおりですが、職務内容により7時間45分を超えない範囲で変更できるというふうにしております。したがって、遅く出、その分遅く帰るとかですね、従事するとか、そういう柔軟性のある状態にしております。おおむねそういったのが今回、決めております地域おこし協力隊の勤務状況でございます。

5 番 三 岳 今ですね、地域おこし協力隊、これは新年度予算に関わってくる分だと思うんですね。実際どういったことをされるのか、そこらへん的内容的なものがお分かりでしたらお尋ねをしたいと思います。

企画財政課長 それではお答えいたします。三岳議員のご質問にありましたように、実質的には平成27年度から採用するというところでございますので、現時点で定めておりますのは設置要綱、あくまで概略ということで定めております。その中では任務として掲げておるのが、地域力の維持、活性化に資する次に掲げる活動に従事する。ということで、第1号から第4号まで、4つの項目を掲げております。まず第1号として、移住交流事業の支援、2号として地域資源（観光特産品の発掘、情報発信振興）、3号として農林水産業の振興にかかる支援、第4号として、その他、町長が必要と認めた活動ということでございます。今回予定しておりますのが、農業分野に1名、そして観光分野に1名、この合計2名を採用したいと考えておりまして、そのことを総括的に表現したものが、先ほどの任務の状況です。しかしながら、具体的にはですね、観光分野のどういうものに絞ってですね、採用する、農業部門のどういう部分に本町の場合事業展開をする、その絞り込みがですね、さらに担当課の方で絞り込んでいきまして、募集にあたっては、より具体的

な内容で条件を示して募集を図りたいと、そのように考えております。つきましては、現在はそういう概要の段階のご説明ということでご理解をいただきたいと思ひます。

1 2 番田口 今の説明のあった地域おこし協力隊員の任務ですけれども、これは役場職員の本来の仕事と同じではないかと思ひますし、勤務状態もほとんど職員と同じようなかたちになるのではないかと思ひますが、このようなかたちで非常勤で行わせるというのはよいことでしょうか。そこらへんが少し疑問に思ひますけど。

企画財政課長 お答えいたします。まず、地域おこし協力隊、この導入にあたってはですね、総務省が策定しました地域おこし協力隊、この制度にのったものでございます。と言ひますのが、この制度の趣旨としてあるのがですね、一つ条件としてあるのが、都市部からの人材を地方に引き寄せると、そういう目的がござひます。ですから、基本的に地元の人採用できない、この制度に乗った場合は採用できないということになってまいります。そして、あくまで生活の拠点を三大都市圏をはじめとする都市地域から、地方に移住をしていただくということですね。そして、こちらで地域活動に従事していただき、最終的には地元で興す起業ですね、これをしていただきたいというのが、そもそもの地域おこし協力隊の制度でござひます。そうした総務省の制度にのって実施される場合は財政支援があるということで、一年間あたり人件費相当200万円の支援が得られるということで、そういう制度設計にしたものでござひます。そういったことから、田口議員がご指摘のような正規職員として雇うと、そういった性格とは異にするものであるということでご理解いただきたいと思ひます。

1 2 番田口 地域おこし協力隊員の任用期間は決まっていますか。1年とか2年とか。

企画財政課長 これにつきましても総務省の制度の基準というのがござひまして、地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以上3年以下となっております。ですから最長でも3年間、これはですね非常に厳格にされておひまして、この3年間をもって地域において活動していただき、できれば地元で起業なりをしてですね、定住していただきたいというのが制度の趣旨でござひます。以上です。

1 4 番久保田 今の質問に重ねて尋ねますが、三大都市からということでしたら、そこの方達ではなくて、ここ出身の方でIターンとか、そういうことでも可能ということですね。

企画財政課長 まずですね、ここに移住される前の従前の居住が都市ということですので、仮に本町出身で東京に在住してて、就職されててですね、そういったことが戻ってくる場合は該当することになるかと思えます。

1 4 番久保田 教育委員会委員長の廃止のことについて尋ねます。この教育長の任期が終了した時点で、教育委員会の委員長を廃止するという、国の政策によってなくなるということですが、教育長に尋ねたいんですけども、今の教育委員会として、委員長の役目が本当になくなって差し障りないというふうに、そんなふうに思っているのか。国の政策にそのまま応じるというふうに思われるのか尋ねたいと思います。

教 育 長 法律が変わるということですので、法律にしたがってやっていくというのが筋道だろうと考えているということですのでございます。

3 番 福 田 地域おこし協力隊は予算の方にも出てくるんですけども、そもそもこの事業は始まってから何年か経って、東彼杵町、波佐見町とかもおられて活躍されているなどと思って見ていたんですけども、今年度新たに川棚町としても手を挙げてされたというきっかけというのが何かあったんでしょうか。

企画財政課長 福田議員ご指摘のとおりですね、この地域おこし協力隊につきましては、近隣の波佐見町、東彼杵町でも取組まれておりまして、その他長崎県で非常に全国的には数が多い採用をしております。その中で、やはり先ほど申し上げましたように総務省の財政支援、これがあってですね、それでおかつこの採用によってですね、非常に良い地域おこしの例が出ております。近隣でも波佐見町、東彼杵町ともに情報発信という面では、非常にマスコミ等でも取り上げられておりまして、なかなか地元でも好評なようです。これにつきましてですね、やはり私どもも本町におきまして財政支援が得られる中でですね、この農業部門、観光部門、これも新たな展開をですね、新しい人材を入れたうえで展開を図った方がよろしいのではないかとということで、採用を導入に踏み切ったという次第でございます。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

1 4 番久保田 議案第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」に対する反対討論を行います。

教育委員会は、戦後、住民自治の組織としてスタートしました。住民代表の教育委員からなる教育委員会が最高意思決定機関で、それが教育行政を指揮監督する役目を担ってきました。現行法の教育長は教育委員であり、かつ教育長も兼任することになっておりますが、この法案によれば、教育委員長がいなくなり、その権限は新教育長に吸収され、教育長の権限が強まり、国から市町、そして新教育長と、国が各自治体の教育の在り方に直結し、国の言いなり、子ども不在の教育行政になりかねません。教育内容への介入、支配に道を開くものになってきます。政治が教育を支配する制度改悪に伴うものであり、この条例に反対します。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

3 番 福 田 昨年、新教育委員会制度が今年度から始まるというふうなことで一般質問を行った経過から、賛成討論を行います。

先ほど久保田議員から懸念されたようなことは、町長からもそういうふうなことに考慮しながら町政を進めていきたいというふうな返答がっておりますので、川棚町の教育行政を信じて賛成といたします。

議 長 他に反対者の発言はありませんか。

(発言なし)

議 長 次に賛成者の発言はありませんか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって議案第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 0 3)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩いたします。

(1 1 : 0 3)

(…休 憩…)

(1 1 : 1 5)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、日程第3、議案第4号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第4号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

現在の教育長は、教育委員の中から選挙において選任されておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育長の任命は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するようになり、地方自治法の規定により、特別職としての身分を有することとなることから、一部改正の条例を提案しようとするものがございます。以上で、提案の理由とさせていただきますが、補足説明を総務課長にさせますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは補足説明をいたします。新旧対照表より説明をいたしますので、次のページをお開き願います。

町長の提案説明にもありましたように、法改正によりまして、教育長の身分が地方自治法の特別職の身分となること。また、教育公務員特例法に基づく教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件が削除されましたので、題名中「、勤務時間その他の勤務条件」を削り、第1条目的及び第5条勤務時間、

その他の勤務条件を削除し、第1条を削除しておりますので、第2条以降をそれぞれ1条ずつ繰り上げようとするものでございます。ページを戻っていただきまして、改正本文附則でございます。

第1項において、施行期日は平成27年4月1日からというふうにいたしております。

第2項経過措置では、この条例の施行の際、現に在職する教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、附則第2条第1項の規定により在職する間における給与、勤務時間その他の勤務条件については、なお従前の例によると、このようにいたしております。

以上で補足説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第4号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 2 0)

議 長 次に、日程第4、議案第5号「川棚町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第5号「川棚町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

本条例の一部改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育長が地方自治法上の特別職となることから、教育長に関する規定を追加し、併せて条文の見直しなどを行うため一部改正を行おうとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、補足説明を総務課長にさせますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

総務課長 それでは補足説明をいたします。新旧対照表でご説明をいたしますので、次のページをお開き願います。

まず、第1条では、改正前におきまして議員報酬等の額として掲載をしておりますが、正式に川棚町議会議員の議員報酬とし、教育長が新たに特別職となることから、町長、副町長及び教育長に改め、第2条では、これまで所掌事務として報酬等の額を議会に提出する場合、審議会の意見を聞くことができる、このようにいたしておりましたけれども、見出しを諮問及び答申に改め、第1項を町長は報酬等の額に関する条例を議会に提案しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会に諮問するものとするということで、町長が諮問する項目に改めて、第2項を審議会は前項に定める町長の諮問に応じて、その内容を審議し、その結果を町長に答申するものとするというふうにして、答申の項目を追加しようとするものでございます。改正本文に戻っていただきまして、附則でございます。

施行期日を平成27年4月1日といたしております。以上で補足説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

1 3 番 森 田 以前に私質問をしたことがあるんですが、今回の規定はですね、特別職関係の給料または報酬について、必ず諮問しなければならないという絶対規定になっておりますが、そのように解釈していいですね。文章的には、変更する場合は必ず諮問せろとなっておりますが、そのように解釈しますがよろしいんですか。従来は任意規定だったんですね、今度は絶対規定になっておりますので、そのように解釈してよろしいのかどうか。

総 務 課 長 以前は所掌事務の中に審議会の意見を聞くことができるとしておりましたけれども、町長及び副町長、教育長、それから議員の報酬、そういったものを変更する場合には聞くことができるというような項目になっておりますが、全て行ってきております。でありますので、当然、これは町側が単独で決定するということにはなりかねるので、あらかじめ報酬額について審議会に諮問をするということにいたしております。

議 長 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号「川棚町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第5号「川棚町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 2 6)

議 長 次に、日程第5、議案第6号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」及び日程第6、議案第7号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」を、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは議案第6号、議案第7号につきましては一括上程いただきましたので、併せて提案理由を説明いたします。

まず、議案第6号でございますが、川棚町議会議員の期末手当につきましては、12月定例会において国の特別職の年間支給率、これは100分の310でございますが、これに準じ一部改正を行ったところでありますが、平成27年4月1日以降の期末手当の支給割合が改正されましたので、国の特別職の支給割合に合わせるために、一部改正の条例を提案しようとするものでございます。

次に、議案第7号でございますが、町長及び副町長の期末手当につきましても、12月定例会において国の特別職の年間支給率に準じ一部改正を行ったところでありますが、平成27年4月1日以降の期末手当の支給割合が改正されましたので、国の特別職の支給割合に合わせるため、一部改正の条例を提案しようとするものでございます。なお、詳しくは総務課長に説明をさせますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

総務課長 それでは補足説明をいたします。次ページの新旧対照表で説明をいたしますので、お聞き願います。

第5条、期末手当でございますが、川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例ですが、12月定例会におきまして12月の期末手当の支給率の改正を行い、年間支給率を100分の310としたところでございますが、平成27年中に支給されます期末手当について、国の特別職の支給割合に合わせるため、6月の支給率を100分の130か

ら100分お147.5に、12月の支給率を100分の180から100分の162.5に改めようとするものでございます。ページを戻っていただきまして、改正本文、附則において、施行期日は平成27年4月1日というふうにいたしております。

次に、川棚町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、これにつきましては、新旧対照表をお開き願います。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、12月定例会におきまして、12月の期末手当の支給率の改正を行い、年間支給率を100分の310としたところでございますが、平成27年中に支給されます期末手当につきまして、国の特別職の支給割合が改正されましたので、それに併せるため6月の支給率を100分の130から100分の147.5に、12月の支給割合を100分の180から162.5に改めようとするものでございます。ページを戻っていただきまして、改正本文、附則におきまして施行期日を平成27年4月1日といたしております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

15番山口 地方教育行政法のですね、一部改正の影響を受けて、第5号ではですね、川棚町特別職報酬等審議会条例の一部を改正するというところでは、明確に教育長というかたちで全部入ってきていると。しかし、第7号では、町長及び副町長の給与に関する条例ということで、教育長という文言が入ってきていないというわけですけれども、これは新旧対照表の町長等で読むべきなのか、前の報酬等の審議の中で教育長という明確に位置づけをしてきているということであれば、教育長というものは入らなくていいのかどうか、表題に。

総務課長 今のご質問にお答えをいたします。

まず、教育長が地方自治法上の特別職となることは、先ほども申しておりますが、教育長の給与と勤務条件に関する条例につきましては、一般職の職員の例によるというようなことで、もともと位置づけをしておりました。今回、この改正によって、同じ特別職になるので、一緒にすべきではないだろうかというようなご指摘もあろうかと思いますが、実は教育長の給与、勤務

条件に関する条例につきましては、過去の附則、これがずっと記録がなされております。そういったことで町長と副町長との給料の条例と一緒にすることはできないだろうという判断をしておりますので、町長、副町長と別に教育長を設けております。

申し訳ございません。教育長の給与については、町長、副町長の給与に準じてというようなかたちにしておりますので、そのような対応でいきたいと、このように思っております。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから一件ごとに討論、採決を行います。

議案第6号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第6号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 3 6)

議 _____ **長** 次に、議案第7号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第7号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 3 8)

議 長 次に、日程第7、議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の職員の給与改定につきましては、人事院の勧告と県の人事委員会の勧告を受けての改正であり、給与制度の総合的見直しとして、給料表の改正、55歳を超える職員の原則昇給停止、管理職員が災害時、緊急時に勤務している実態に管理職員特別勤務手当を支給するための改正及び勤勉手当の支給割合を改正しようとするものであります。

以上で、説明を終わりますが、補足説明を総務課長にさせますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは、補足説明をいたします。新旧対照表によって説明いたしますので、2枚めくっていただきまして、今回の職員の給与改定につきましては、人事院勧告について民間賃金水準の低い国内12県の官民格差と、

全国の格差との率の差を踏まえ、給料表の水準を平均2%引き下げることとしており、本町においても勧告どおり改正しようとするものでございます。

第4条第6項の改正でございますが、この項は職員の昇給に関する条文でございますが、提案説明がありましたように、55歳を超える職員については、原則昇給停止といたしますので、「55歳を超える職員を除く」を追加し、第7項では、これまで55歳を超える職員の昇給幅を規定しておりましたけれども、人事評価において、勤務成績が特に優秀な場合に限り昇給を行うことができるという条文に改正するものでございます。この第7項の3行目でございますが、「規則で定める基準に従い」とこのようにしておりますが、この基準につきましては極めて良好な成績である場合、55歳未満の職員がある場合には、55歳の職員が4号給に特別昇給をするときに55歳以上の職員は2号給の昇給、特に良好な成績の場合は、55歳の職員が2号給のときは、55歳以上の職員は1号給と、このように定める規則でございます。ここで先ほどありました原則昇給停止の原則の部分にあたるところでございます。

次に、第14条第2項、管理職員特別勤務手当の改正でございますが、これまでは週休日、祝日及び年末年始の休日に勤務した場合のみ手当の支給対象でありましたけれども、災害や警戒時における平日深夜に及ぶ長時間勤務に対しても支給の対象とするものでございます。この条例におきまして、手当の額について1万2千円を超えない範囲と定めておりますけれども、実際の支給額については、規則において手当の支給額を勤務1回につき6千円と、このように定めているものでございます。

次に、第16条の4、勤勉手当の改正でございますが、第2項第1号では、勤勉手当の年間支給率100分の150を、6月と12月の支給日に同じ率100分の75を支給することとし、第2号では、再任用職員の勤勉手当の支給割合を100分の35としようとするものでございます。

次に、附則第8項の改正でございますが、現在、55歳を超える職員については、給料から100分の1.5を減じた額を期限なしに減額しておりましたけれども、先ほど説明しました給料表の改正、新しい給料表への移行が3年後となることから、3年後であります平成30年3月31日までの間で終了するという改正でございまして、第11項の改正は、55歳を超える職

員の勤勉手当に関し、支給率100分の75から100分の1.5を減じて支給することから、100分の75に減額分、100分の0.15を乗じた100分の0.1125を減額することとし、給料の最低号給に達しない場合については、通常の100分の75を支給しようとするものでございます。

次に、改正本文、附則をご覧ください。第1条では、施行期日を平成27年4月1日と定め、第2条では、給料の切り替えに伴います経過措置を定めておきまして、平成30年3月31日までの間は、切り替え前の給料と新給料表とその差額につきまして、新給料表にその差額分を加え支給することと、このように定め、55歳に達したものについては、100分の1.5を減じた100分の98.5を乗じて得た額を給与として支給するものでございます。

次に、第2項でございますが、切り替え日の前日に給料の支給を受けていない職員、これは休職者、育児休業者が対象になろうかと思っておりますけれども、この職員については、この適用を受けないこととなりますので、職員間の給料に不均衡が生じることと、このようになります。その解消について、町長が同項に準じて給料を支給することができることとしており、第3項では、本町職員で人事交流などによって本町の給料表の適用を受けていない職員についても、第2項と同様、不均衡が生じることとなりますので、その解消について定めているものでございます。

以上、補足説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

14番久保田 議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対するの反対討論を行います。

やはり公務員の賃金は、民間の賃金のベースになるべきものであり、引き下げるものではないと思っております。これ以上の公務員の賃金の引き下げ

は、働く意欲をそぎます。私は、よってこれに反対します。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 5 0)

議 長 次に、日程第8、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。

町 長 同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」について、提案理由をご説明いたします。

本町の固定資産評価審査委員会委員につきましては、3人の委員を選任しておりますが、任期は3年で、3人の委員の任期はそれぞれ異なっておりますので、毎年、委員の選任議案を提出しているところであります。

そこで今回、現職の委員であります山口博昭氏の任期が、平成27年3月31日をもって満了となりますので、同氏を再任したく提案するものでござ

います。同氏は、川棚町百津郷591番地3にお住まいで、昭和24年9月7日生まれの65歳であります。同氏は、これまで8期、24年間委員を務められており、固定資産評価の審査についての豊富な経験を有しておられ、委員として適任と判断いたしますのでご提案いたします。なお、任期につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間となります。

以上、提案いたしますので、ご審議の上ご同意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 全員起立です。したがって同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

議 長 次に、日程第9、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」を議題といたします。本件について説明を求めます。

町 長 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の提案理由をご説明いたします。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱することになっておりますが、人権擁護委員法第6条第3項により、市町村長は議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと定められております。現在、本町には4人の方が人権擁護委員の委嘱を受けておられます。そのうち宮崎正則氏につきましては、平成18年7月に人権擁護委員の委嘱を受けられ、現在3期目であり、平成27年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について議会の意見を求めるものであります。

宮崎氏は白石郷1125番地8にお住まいで、昭和18年11月2日生まれの71歳でございます。昭和41年に長崎大学学芸部を卒業後、同年4月から小学校の教諭として着任され、県内各地の小学校に勤務され、平成5年4月から佐世保市立日野小学校の教頭に、平成8年4月からは波佐見町立波佐見中央小学校の校長に就任されております。その後、長崎県教育庁に勤務され、平成12年4月からは、再度、波佐見町立南小学校の校長となられ勤務され、平成16年3月に定年退職されております。退職後は、長崎短期大学に講師、教授として勤務され、現在はNPO法人地球っ子での学習支援事業支援委員や、川棚中学校評議員として、本町の教育行政に関わっていただいております。人格、識見ともに人権擁護委員に適任と認め、候補者として推薦するものであります。なお、委員の任期は3年間となっております。以上、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これを適任者と認めるとの意見とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」は、適任者と認めると答申することに決定いたしました。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(1 1 : 5 7)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第10、議案第9号「平成26年度川棚町一般会計補正予算(第8回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第9号「平成26年度川棚町一般会計補正予算(第8回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,065万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を57億8,780万5千円にしようとするものであり、併せて繰越明許費、地方債の補正を行うものであります。今回の補正の主なものといたしましては、平成27年2月

6日に国の補正予算が成立したことにより、都道府県及び市町村に対し、地域住民生活等緊急支援のための交付金が交付されることとなり、本町に対しては、地域消費喚起生活支援型交付金として、3,357万3千円、地方創生先行型交付金として3,120万円、総額の6,477万3千円の内示がされているところであります。

本町では、この交付金を財源として、地方消費喚起生活支援型事業として、プレミアム商品券発行事業並びに多子世帯に対して、さらにプレミアム割増を行う多子世帯支援事業に取り組むこととし、また、地方創生先行型事業として、総合戦略策定事業、地域おこし協力隊募集事業、婚活支援事業、地域保育環境改善事業、農産物加工直売等促進事業の5つの事業に取り組むこととして、今回の補正予算において所要な額を計上したものでございます。さらに、これらの地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用する7つの事業につきましては、すべて平成27年度に繰り越して実施することがすでに明らかでありますので、今回、同時に繰越明許費としてご提案するものでございます。それ以外につきましては、歳入においては、町税における決算を見込んだ増減、国県支出金の決定等による増減、町債の増減、歳出におきましては、年度末に近づき各事業における決算を見越した減額補正が大半を占めますが、一部必要とする経費の追加計上も含まれております。

以上、説明を終わりますが、この後、詳しくは企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

企画財政課長 それでは一般会計補正予算（第8回）の内容についてご説明いたします。なお、今回の補正予算におきましては、町長が申しあげましたように地域住民生活等緊急支援のための交付金、この関係事業を除いて歳出においては決算を見込んだ事業費の執行残、落札減などによる不用額の減額、歳入においても事業額の増減が大半を占めております。こういったことから、その場合においては、簡略において説明をさせていただくということで、あらかじめご了解いただきますよう、よろしく願いいたします。それでは、順番が前後いたしますが、まずは事項別明細書の歳出からご説明をし、次に歳入、そして第3表地方債補正、第2表繰越明許費の順に説明をさせていただきます。それでは歳出37ページ、38ページをお開きください。

まず1款議会費でございます。細目の議会費及び事務局費、いずれも各節において執行残が見込まれる不用額の減額をしたものでございます。次のページをお開きください。

2款総務費でございます。まず1項1目一般管理費でございますが、これもいずれも各節によって執行残が見込まれる分の不用額の減でございます。

2目秘書広報費においても同様でございます。

5目財産管理におきましても不用額の減でございます。

6目企画費でございます。こちらにも一般企画費及び町制施行80周年記念事業費については不用額の減でございます。

なお、細目3ふるさと創生基金費につきましては、こちらのふるさと創生基金を目的とした寄付がございましたので、この分については25節積立金に14万円を計上したものでございます。それでは41ページ目をお開きください。

7目情報通信基盤整備事業費、これも光ブロードバンド基盤整備事業費工事費の減でございます。

8目電算管理費、これも不用額の減でございます。

9目諸費についても生きいきタクシー助成事業費、おおかた26年度の交付事業額が見込みがつかしましたので不用額を減としております。

10目交通安全対策費、こちらは交通災害共済加入促進、その他の分が上がっておりますが、歳入がありましたので、その分歳出を追加しておるものでございます。

11目国体事業費、こちらにも不用額の減でございます。財政調整基金費、そして15目の下水道事業基金費、土地開発基金費、これはいずれも利息が生じたので、その分積立金に計上したものでございます。次のページ43ページに移ります。

17目役場庁舎建設基金費でございます。これも利息が生じたので積立金に計上したものでございます。

18目地方創生事業費でございます。こちらは新規の追加事業ですので、ちょっと時間をとってご説明いたします。

18目地方創生事業費につきましては、町長が説明しましたように、地域住民生活等緊急支援のための交付金、これを財源として取組む、いわゆる地

方創生関係事業費でありますので、新たな目を設けております。これにつきましては、使い道が決まっております、地域消費型生活支援型交付金として、これは地方公共団体が実施する地域における消費喚起策や、これに直接効果を有する生活支援策に対して、国が支援するということになっております、この目的を受けまして、本町は次の2つの事業を実施することとしております。

まずは細目1プレミアム商品券発行事業でございます。これにつきましては、額面1万2千円の商品券を1万円で販売し、その差額分2千円に対し交付金を充当するという事業でございます。これによって町内の消費拡大促進を目的としております。事業につきましては東彼商工会が実施し、それに対し本町が補助を行うという組み立てにしております。事業費のうち、一部事務的経費を除いた3,280万円、これを19節負担金補助及び交付金に計上しております。6月に発行開始ということで、発行冊を現在1万4千冊という見込みで計画でございます。

次に、細目2多子世帯支援事業費についてでございますが、これは中学生以下の子どもの数が3人以上の世帯に対し、先ほどのプレミアム商品券の額を2千円さらに割増をして、1万2千円の商品券を8千円で販売するという、多子世帯の支援を図る事業でございます。これも東彼商工会が実施し、補助を行うものでございます。事業費のうち、事務的経費を除き50万円を19節に計上しております。これにつきましては対象世帯数を250世帯と見込み、プレミアム付商品券発行事業と同時にスタートいたします。以上、この2つが地域消費喚起生活支援型の事業であります。

次に、地方創生先行型交付金として、こちらは目的が地方公共団体による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する施策等の実施に対し国が支援するものという目的になっております。このことを受けまして、本町では細目3から7までの5つの事業を実施することとしております。

まず細目3総合戦略策定事業費でございます。これは川棚町版「ひと・まちしごと総合戦略」を今後策定していくための事業費でございます、内訳は総合戦略について審議いただく委員に対する報償費として、今のところ委員の人数、顔ぶれは未定でございますが、概算として8節報償費60万円、事務

的経費として、9節旅費、ほかに15万円、そして住民意識統計分析を行うための経費を13節委託料に680万円計上しております。

次に4節地域おこし協力隊募集事業費でございます。これは地域おこし協力隊の募集を行う事業で、事務的経費として9節旅費、ほかに20万円、そして求人募集サイトにより隊員募集を行う経費として、12節役務費に85万円を計上しております。

次に5節婚活支援事業費につきましては、今まで町の取組みがなかった婚活支援事業に取り組むものであり、婚活イベント等の開催に要する経費について、14節使用料ほか賃借料等に合計75万円を計上しております。

6節地域保育事業環境改善事業費でございます。これは町内の保育環境の改善を図るために、町内の保育園、認定こども園、学童保育施設に対し、遊具または保育備品、あるいはソフト事業に対して補助を行うものとして、19節に1,200万円を計上しております。

最後に7節の農産物加工直売等促進事業でございます。これは地域の生産物の生産組合に対し、地元農産物を活用した加工直売等を行う施設の整備、加工品の開発、管理運営等に補助を行うものであり、総額1,020万円のうち、事務的経費として需用費ほかに20万円、そして19節負担金補助及び交付金に1千万円を計上したものでございます。以上の5つが地方創生型として取り組む事業費でございます。財源内訳としては、国庫支出金として6,477万3千円が交付するものでございます。一部、一般財源も含めて事業を組み立てております。以上が18目地方創生事業費の内容でございます。

2款徴税费でございます。これも不用額の減でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、これは住基カードの発行が増がっておりということ追加をしております。

次に、選挙費でございます。選挙費につきましては、選挙管理委員会費、次のページの町長選挙、衆議院選挙、これはいずれも執行は終了しております、不用額の減でございます。

45ページの統計費に移ってまいります。統計費につきましても、国の交付金等で賄います。これも歳入に併せて各細目ごと調整を加えた組み替えを行っております。49ページに移ります。

3款民生費でございます。まず1項1目社会福祉総務費でございます。

細節 1 社会福祉総務費につきましては、主に国庫負担金の返納が生じておりますので、23 節に 90 万 7 千円を計上しております。

2 節につきましては、主として乳幼児母子医療費の支給増が見込まれますので追加を行っております。

次に、地域福祉基金費でございますが、これも地域福祉基金を主として寄付がっておりますので、全額積立金、25 節に計上したものでございます。

細目 1 1 後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業費でございますが、これは負担額が決定しましたので、28 節繰出金の減を行っております。

後期高齢者医療保険事業費でございますが、これも 28 節繰出金の減を行っております。

後期高齢者医療保険療養給付費でございますが、こちらも負担額の決定がっておりますので、19 節を減じたものでございます。

介護保険事業費でございますが、こちらは特別会計の補正によりまして 28 節の減を行っております。

細目 1 5 臨時福祉給付金支給事業費でございますが、これはすべて事業は終了いたしましたので、執行残を減額したものでございます。

2 目障害者福祉費でございます。補装具給付費、そして福祉医療費、障害福祉サービス事業費につきましては、いずれも給付の増が見込まれますので今回追加を行っております。

地域生活支援事業費につきましては執行残の見込みの減でございます。

育成医療給付費、これは給付の増が見込まれますので、今回、追加を行っております。

3 目老人福祉の敬老事業費でございます。これも事業が終了しておりますので、執行残の減を行ったものでございます。51 ページに移ります。

5 目国民年金事務費でございます。これも執行残の減額です。

2 項児童福祉費に移ります。1 目の児童福祉総務費の保育所運営事業費でございますが、これは施設整備費の補助を予定しておりましたが、見込みがつかしましたので減額をしております。

2 目児童措置費でございますが、いずれも執行残の見込みが出ておりますので減をしております。

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、事業が終了しておりますので

不用額を減じております。53ページに移ります。

4款衛生費でございます。1項1目保健衛生総務費、母子保健事業費、これもいずれも執行残の見込みを減じたものでございます。

2目予防費でございますが、これもまず12節役務費ですね、これは郡外の予防接種につきましては増が見込まれるということで追加をしております。

13節の委託料は、通常の前防接種費、各種ワクチン等の接種費で、これは減が見込まれるということで、減額しております。

4目健康増進費、これは各種がん検診等の実績を見込んで減をしております。

次に2目の清掃費、これは塵芥処理費、し尿処理費、いずれも普通交付税の追加交付が決定しまして、その調整をかけたものでございます。

3項1目合併処理浄化槽費、これは執行の実績を見込んだ減でございます。続きまして、55ページ。

6款農林水産業費でございます。1項1目から農業委員会費、2目農業総務費、3目農業振興費、これはいずれも事業実績を見込んだ増減をあげたものでございます。

5目農地費でございます。農道新設改良事業費、これは基幹農道川棚西部地区、これが県営事業でございますが、事業見込みがつきましましたので減を行っております。農村災害対策整備事業費についても同様でございます。

2項1目林業総務費でございます。これにつきましては、小学校の木工教室を行う上で、各節内の組み替えを行っております。なお、これにつきましては財源内訳に19万2千円ありますように、歳入も生じております。57ページに移ります。

2目林業振興費、林道維持補修費ですが、これも執行残を見込んだ減でございます。

3項の水産業費でございます。2目漁港管理費、3目漁港建設費、いずれも執行残を見込んだ減でございます。

漁村再生交付金事業費については、この減に関連しまして地方債の補正も生じております。59ページ。

7款商工費です。1項1目商工総務費、これも執行残を見込んだ減ござ

います。

3目観光費、これも執行残を見込んだ減で、28節の繰出金につきましては、観光施設事業特別会計の減に伴う繰出金の調整でございます。

4目観光施設整備基金費でございますが、これもこの観光施設整備基金と指定のあった寄付がありましたので、積立金に計上したものであります。61ページ。

8款土木費でございます。1項1目、これは増額が見込まれますので追加をしております。

2項道路橋梁費でございますが、この中は、まず道路橋梁総務費及び道路維持費については、執行残を見込んだ減でございます。

3目の道路新設改良費ですが、これは事業費とすれば減となっておりますが、節をご覧いただいておりますように、事業内の組み替えを一部行っております。

4目橋梁維持費でございます。これも執行残を見込んだ減でございます。

3項2目ダム対策費も執行残を見込んだ減でございます。

4項港湾費でございます。1項港湾管理費は歳入の増があっているということですが。

2項港湾建設費につきましては、県営事業負担金、これは実績見込みが示されたのでその分減をしたものでございます。63ページに移ります。

都市計画費の2目公園管理費でございます。これも執行残を見込んだ減でございます。

3目公共下水道費につきましては、公共下水道事業特別会計の補正に対応する繰出金の調整でございます。

6目民間建築物吹付アスベスト改修事業費、これは執行の予定がありませんでしたので全額を減としております。

6項1目住宅管理費、これはいずれもすべて事業実績、執行残を見込んだ減でございます。65ページに移ります。

9款消防費です。1項2目非常備消防費、これもいずれも執行残を見込んだ減でございます。

同じく5目災害対策費も残を見込んだ減でございます。67ページに移ります。

10 款教育費でございます。1 項 2 目事務局費、これも執行残を見込んだ減でございますが、25 節積立金につきましては、教育費の基金積立の指定があった寄付がございましたので、積立金に計上したものでございます。

2 項小学校費でございます。これにつきましては、いずれも 1 目学校管理費、2 目教育振興費、3 目学校プール管理費、いずれも執行残を見込んだ減額でございます。

3 項中学校費でございます。これも次のページにもわたりますが、すべて執行残を見込んだ減額でございます。69 ページ。

4 項幼稚園費、これもすべて執行残を見込んだ減でございます。

5 項社会教育費の社会教育総務費、文化財保護費、これも執行残を見込んだ減でございます。

次の人づくり、文化スポーツ振興費につきましては、こちらの基金を指定した寄付がございましたので、25 節積立金に同額を計上しております。

公民館費につきましては、財源内訳の変動があったものでございます。

7 項学校給食共同調理場費でございますが、これはいずれも執行残を見込んだ減でございます。71 ページに移ります。

11 款災害復旧費でございますが、これにつきましては、まず 1 項 1 目農地農業施設災害復旧費ですが、国庫補助の増額等がっておりますので、事業費の増減はありませんが、財源内訳に変更が生じております。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧費でございますが、これは落札減等により執行残を見込んだ減でございます。73 ページです。

12 款公債費でございます。公債費につきましては、元金、利子、いずれも借入額の確定により償還金額が決定しましたので、元金、利息とも不用額を減としたものでございます。75 ページに移ります。

14 款予備費でございます。これにつきましては歳入歳出見合いにより調整を図ったものでございます。なお、次のページ 77 ページから人件費の合計として、給与費明細をお付けしております。これは後ほどご覧いただければということでご説明を省略いたします。

歳入についてご説明いたします。9 ページ、10 ページをお開きください。

まず、歳入 1 款町税でございます。1 項 1 目個人町民税の給与特別徴収分、これに 600 万円の増が見込まれることから、今回追加を行っております。

11 ページ。

9 款地方交付税でございます。地方交付税における普通交付税において追加交付が発生しておりますので、今回、追加を行っております。13 ページ。

11 款分担金及び負担金に移ります。1 項1 目民生費負担金でございますが、これは保育所保育料でございます。これも実績を見込んで増減調整を図っております。

農林水産業負担金、これにつきましては寄附金に組み替えを行うものでございます。

12 款使用料及び手数料でございます。1 項4 目土木使用料、これはいずれも実績を見込んだ減、そして漁港使用料については増でございます。手数料につきましても、これも実績を見込んだ増減をしたものでございます。17 ページ。

13 款国庫支出金に移ります。国庫支出金につきましては、交付額の確定、あるいは歳出の増減に対応するものがほとんどでありますので、主だったもののみの説明ということでご了解をいただきたいと思っております。17 ページ、18 ページはそういった増減でございます。19 ページに移ります。

4 目教育費国庫補助金、これも歳出の増減に対応したものでございます。

総務費国庫補助金でございますが、細目2 のがんばる地域交付金、これは交付額が決定、確定いたしましたので、今回追加をしております。

細目3 地域住民生活等緊急支援のための交付金、これは先ほど申し上げました2 款1 項18 目を設けました地方創生事業、7 つの事業に充当するものでございます。

委託金については実績によるものでございますので省略いたします。21 ページ。

14 款県支出金でございます。こちらにつきましても歳入の確定、あるいは歳出における事業の確定に伴う増減がほとんどでございますので、主だったもののみご説明をしたいと思います。21、22 ページはそういった増減でございます。24 ページ。

2 項5 目農林水産業県補助金、この中で細目2 として、ながさき森林づくり担い手対策事業補助金とあります。先ほど木工教室の事業ということでしたが、その事業に充てる歳入でございます。25 ページに移ります。

この中でご説明しますのは、10目商工費県補助金でございます。この中で、緑といきもの賑わい事業補助金50万円がございます。これは9月の補正におきまして観光施設事業特別会計で計上しておりましたが、補助決定があった結果、一般会計で受け入れて繰入金として支出するのが適当であると判断されましたので、今回、こちらで追加をしております。同じ50万円を観光施設事業特別会計でも調整を図っております。そのほかは歳入確定、あるいは事業費の増減によるものでございます。27ページに移ります。

財産収入でございます。財産貸付収入の土地貸付収入、これは実績に合わせた増でございます。利子及び配当金につきましては、4つの利息がついております。歳出の積立金に対応しております。

土地開発基金運用収入についても同様でございます。

2項1目不動産売払収入でございます。これは里道におきまして、個人住宅用地内の里道において払下げの申請があっておりますので、その売却価格でございます。

2目物品売払収入でございます。これは消防ポンプ車の購入の際に廃車に出して引き取りをお願いしたところ、鉄代が収入として上がってまいりましたので、その分計上したものでございます。29ページ。

16款寄附金に移ります。こちらはいずれも寄附金の実績に合わせたものでございます。その中で、寄付の指定があったものにつきましては、歳出の中の積立金等に充当しております。31ページ。

17款繰入金に移ります。繰入金として、3つの基金繰入金に補正を行っております。これは当初、財源不足のため、これらの繰入金により対応していたものでございますが、一定の財源不足の解消が図られましたので、このように減額を行っております。

下水道事業基金繰入金が5千万円の減額、減債基金繰入金が2千万円の減額、財政調整基金繰入金が6,024万6千円の減額としております。33ページ。

19款諸収入に移ります。まず4項2目弁償金でございます。これは光ブロードバンドネットワークの光ファイバーケーブルに他の工事の折に切断事故が生じております。それに対して弁償金を求めたものでございます。

4目過年度収入、これは福祉医療費におきまして、精算による過年度還付

が発生したものでございます。

5目雑入につきましては、歳入実績に応じて増減を行ったものでございます。35ページ。

20款町債に移ります。これは歳出の折に説明しました各種公共事業の実績に合わせた減額が発生しておりますので、それぞれ掲げております。

まず農林水産債、漁村再生交付金事業債、そして農道整備事業債、港湾建設事業債、いずれも事業費の減によるものでございます。その中で4目土木債の地方特定道路整備事業債でございますが、これはがんばる地域交付金が交付がありまして、道路建設の方に充当しておりますので、その分、町債の減が発生したものでございます。そのほかはすべて事業費の減に伴う減額補正でございます。以上で歳入の説明は終わります。次に5ページ、地方債補正をご覧ください。

第3表地方債補正でございます。これは先ほど歳入の折に説明しました20款町債と対応するものでございます。これら7つの町債に関しまして減額を行っております。合計で補正後、補正前差し引きますと4,620万円の減額ということで、今回お出ししております。1ページ戻ります。

第2表繰越明許費についてご説明いたします。第2表繰越明許費として、7つの事業について、これは歳出において説明しました地方創生事業関係事業でございますが、これらにつきましては全額を27年度へ繰り越すものとして、今回掲げたものでございます。

以上が、平成26年度一般会計補正予算（第8回）の内容でございます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

1 番 村 井 44ページの繰越明許費でも構わないんですけども、農産物加工直売等促進事業費というのがありますけれども、これは対象者があるのかなと思っておりますし、加工直売というようなことで、そのもう少し内容等の分かる範囲で結構ですので説明ができればお聞きしたいと思います。

産業振興課長 村井議員のご質問にお答えいたします。

農産物加工所につきましては、東小串の集落組合の方で取組みをするということで、現在まで2度ほど私どもも協議を行っておるところでございます。かねてより、集落組合においては、加工販売所を作りたいということで研修

をされておられましたけれども、それを現実化するために今回の補正予算によりまして、直売所を建てるというようなことを計画をしております。それに伴いまして、すべてを直売所建設に向けるわけにはいかないという制度でございますので、ソフト事業といたしまして接客のためのトレーニングでありますとか、販売のためのトレーニングとか、講師を雇うとか、そういうものを考えております。また試験販売も27年度についてはやりたいということで、現在協議をしておるところでございます。簡単ですが以上です。

1 番 村 井 ただいまの説明でだいたい分かったんですけども、この直売所を建てるというのが、計画的に何年度ぐらいにというところまではいっていないんですか。

産業振興課長 現時点の補助金の内容からしますと、27年度中には建物を建てる。販売もするというようなことが条件付けとなっておりますので、建物については27年度で建てることで今準備を進めておるところでございます。以上です。

4 番 堀 田 繰越明許費の中の地域おこし協力隊募集事業費で105万円程度上がっておりますけれども、募集をするのにこれだけのお金があるのかというのと、何月ぐらいから募集して、何月ぐらいにこちらの方に来てもらうというような計画はあるんでしょうか。

企画財政課長 それではお答えいたします。地域おこし協力隊の募集事業費でございます。これは内訳としましては、9節旅費と11節需用費に20万円計上しております。その残り大半の85万円が12節の役務費への計上でございます。計画しておりますのが、この地域おこし協力隊の募集につきましては、今回、総理大臣が表明しておりますように、現在1千人程度全国にありますが、これを3倍増すると、3千人にするという計画がございます。こうしたことから今回、4月からも募集が全国的に非常に多発するのではなかろうかということで考えておまして、その際、募集について効果が上がっているのがですね、求人サイトに掲載をしまして、それで募集をするという方策を考えております。そういったことから募集サイトの掲載料として多額の経費を要するというご理解をいただきたいと思っております。それと時期につきましてはですね、今回、補正予算を決定いただいたとしまして、次に国の交付金の交付決定が必要になります。したがって、お金の支出に

絡むことはですね、その決定がないとできない状態です。まずは、午前中のご質問でも出ましたように、どのような採用にあたって農業部門、観光部門にですね、どのような条件を付けたうえで採用するかどうか、まずそれを固めていきまして、固まり次第、募集サイト等と契約を行って募集にあたりたいと考えております。これにつきましては、今回、機構改革もあっておりますので、実質的には4月からの募集になるのではなかろうかなと思っております。

そして参考までといたしまして、予算上は6月から従事していただくというところで、27年度当初予算の方では計画していると、そういう状況でございます。

1 4 番久保田 44ページのプレミアム発行券と、それから2番目の多子世帯支援事業費を尋ねます。

先ほど、プレミアム券は1万2千円のを1万円の販売で、1万4千冊、2番目が1万2千円が8千円で計算しますと75冊分だと思うんですけども、これは一世帯で何冊購入できるとか、そういう限度を決められるのか。それとも購入するお店を指定されるのかお尋ねします。

企画財政課長 プレミアムの負担についてのご質問にお答えいたします。この50万円のうちですね、今回補助費で50万円ということで予定をしておりますが、これはあくまでもプレミアムの割り増し2千円を充当するというところでございまして、あくまでも2千円の250世帯分という計算にしておりますので、その点ご理解いただきますようお願いいたします。

産業振興課長 1目のプレミアム商品券のことですが、世帯に限度があるのかとのご質問でございます。同様のものを平成21年度に行っておりますけれども、その時は20セットという限度があったようでございます。ただ、この時の反省に基づいて、これはもう少し減をするようなことで売った方がいいんじゃないかと。各世帯均等に回るようなことでいった方がいいんじゃないかと考えられますので、今現在商工会の方も含めて協議をしているところでございます。何らかの制限をすべきではないかというような方向性で話が進んでおるところでございます。以上です。

1 2 番田口 44ページの地方創生事業費の中の婚活支援事業費75万円ですけれども、どのような内容のことをされるのかと、どういう場所とか、

いつ頃とか、内容をお聞きします。

国体推進室長兼企画財政課参事 お答えしたいと思いますが、まだ具体的な方法というのは決定はしておりません。ただ従来やっているのですよね、各地、成功事例というのがあります、例えば、10組のうち成立が半分ぐらいあったというような事例もありますので、そこらへんを研究しながら、よりひつつきやすいと言いますか、そういったことをですね考えていきたいと思えます。例えばバスで一緒に行くとかですね、逃げることができないような状況を作ってやろうかなということも考えておりますので、そこらへんは今後、十分検討していきたいと思えます。以上です。

1 5 番 山 口 42ページのですよね、生きいきタクシー助成事業費不用額180万円というのは、これは申請がなかったものかどうかですね、これがだいたい申請者がですね、当初予定者に対して何パーセントぐらいなのか。そういったことをお尋ねいたします。

企画財政課長 お答えいたします。まず、今までの実績でございます。交付枚数が1,020件、対象者数がおおよそ1,840人程度と見込んでおりますので、そのうち55.6%程度実際に交付に来ていただいております。これにつきましてはですね、達成度を6割程度と見込んでおりましたので、少し伸び悩んでいるという状況でございます。そして、今からの実績を今の執行額はですね691万円、1月末現在の請求に対して支出を行っております。そして、残り120万円程度、2月分、3月分で請求があるのではなかろうかなということで考えております。最終的にはですね、金額的にはそういう計算でおりますけれども、執行についてはおおよそ交付率はですね、56%程度で、あまり増はないんじゃないかなと考えております。そのうち、執行が7割強ぐらいではないかなという見込みで、今回、補正を行ったものでございます。以上です。

1 5 番 山 口 併せてですね1,840対象者がおられてですね、1,020件と。55.6%の交付というのは、これは非常に低いと思うんですよね。これはやはり当然、こういうふうな制度というのは、高齢者に対する対策であろうと。どこに原因があるのかですね、そういった部分をきちんとチェックをしてですね、せっかくこれだけの施策があるわけですから、周知が十分だったのかどうか、どこに原因があるのか、そういったことを調査されている

のかどうか。そしてこれが本来であれば、せつかくこういう制度ですから、100%の方が利用いただくというのが、本来の趣旨であろうと。最初から60%ぐらいの目標であればですね、60%に近ければ終わりですよ。そんなかたちの事業であればですね、取組みが私は少し甘いんじゃないかと思いますが、そういった点はどのように考えておられるのかですね。

企画財政課長 まず原因につきましてはですね、やはり死亡者であるとか、要介護者であるとか、実質的にタクシーを使われない方というのかなりいらっしゃるようでございます。そして、後は自前で運転をするので不要だと考えていらっしゃる方ですね。残りの需要がありながら行き渡っていないということについては、ちょっと原因の把握は難しい状況であります。この点につきましてはですね、今回行いましたのが6月において周知の広報等を行いまして、そのほか広報の9月号、2月号において広報を図ったほか、老人組合連合会あるいは民事協の方に出向きましてPRは行っておりますが、このような状況であるということです。これにつきましてはですね、これ以上の掘り起しというのがですね、今、非常に策を考えあぐねているところでありますが、引き続き、何とか交付のアップについては考えていきたいと思っております。

交付率につきましてはですね、昨年が平成25年度スタートいたしましたけれども、その時が交付率が50%程度でございました。したがってまして交付率に関しましては5%ほど上昇は見られているという状況でございます。

したがって、よその例を見ましてもですね、年々、交付率、そして利用率も上がっている状況でありますので、本町もそうするようにがんばっていききたいと考えております。以上です。

14番久保田 54ページです。予防接種事業費、それから健康診査費ですね、これだけが使われていないっていう、この達成率がどのぐらいなのか。どうしてこれだけになってしまったのかをお尋ねします。

健康推進課長 久保田議員の質問にお答えいたします。まず、予防接種ですけれども、役務費のところでは計上している分が郡外で接種をされる分です。今町内より郡外で予防接種をされている方が増えていると。委託料については、郡内で予防接種をされる方の委託料を計上しているところです。当初、予算におきましては、予防接種が12種あります。それからインフルエンザ、ま

た9月の補正予算で補正をいたしました高齢者の肺炎球菌ワクチン、それから水痘ワクチン、それらを増額したところです。この12種の予防接種につきましては、それぞれを各予測した件数で積み上げて計上をしておりますので、多額になっているわけです。今回、1月末の時点で、推移を計算しまして、年度末までで足りるだろうというところを残して1,100万円を減額したところです。件数については、昨年度とはあまり減ってはおりません。

それから健康診査費についても、がんの検診等が主なものでありますけれども、これにつきましても件数的には昨年度とあまり減ったというところではございません。以上です。

1 5 番 山 口 56ページです。農道新設改良事業費1,968万9千円の執行残ということですが、これは基幹農道西部線の執行残ということの説明だったんですが、基幹農道西部線というのは、これだけ残ったというのは、県営事業ですから10分の1の負担だろうと考えておりますが、予定どおりの工事日程というのがなされていないのかどうか、遅れ気味なのかどうかですね、その点をお尋ねしたい。

産業振興課長 お答えいたします。農道新設改良事業費、これにつきましては基幹農道ということで間違いはございません。これだけの額の減額になったものにつきましては、国の予算が県の要求より付かなかったということで減っております。工事の進捗のことをごさいますけれども、25年度、26年度でほぼ用地買収は終わっておりますが、やはり肝心の橋、橋梁部分で、まだ買収ができていないところがございます。そういう意味では、予定どおりということとは言えないと思います。若干の遅れはあっているというところがございます。

工事の発注につきましては、県の方で随時調整をしながら発注をされているところをごさいます、繰り越し事業も一部ございますが、国から交付される予算につきましては、繰り越しも含めて執行するというところは聞いておるところでございます。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号「平成26年度川棚町一般会計補正予算（第8回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第8号「平成26年度川棚町一般会計補正予算（第8回）」は、原案のとおり可決されました。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(14:00)

(…休 憩…)

(14:15)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第11、議案第10号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第10号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ538万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,417万3千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

健康推進課長 それでは私の方から補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので、14、15ページをお開きください。

2款保険給付費、1項2目退職被保険者等療養給付費につきましては、受診者の増による給付費等の動向から、それぞれ決算見込みにより増額補正をするものです。なお、2項高額療養費につきましても同様に一般被保険者の高額療養費、高額介護合算療養費を増額補正するものであります。次のページをお開きください。

6款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業拠出金、同じく2目保険財政共同安定化事業拠出金は、県国保連合会より確定額が示されましたので、その差額を減額するものであります。次のページをお開きください。

8款保健事業費、2項2目あんま、はり、きゅう施術費は、施術費に対する補助でありまして、利用者の見込み増により増額するものであります。次のページをお開きください。

11款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金は、ある世帯におきまして子どもさんが社会保険に加入したにも関わらず、国保の喪失届を出していなかったため、国保の被保険者として算定したもので、その過納分を平成22年度までさかのぼり還付するため、その不足額を補正するものであります。22ページ、23ページをお願いいたします。

12款予備費、1項1目予備費は、歳入歳出の見合いによるものであります。次に歳入をご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項2目高額医療費共同事業負担金は、国から交付決定の通知がありましたので、減額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

4款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金については、国庫負担金と同様、県の交付決定に基づき減額するものであります。次のページをお願いいたします。

5款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金は、退職者医療療養給付費交付金であります。支払基金からの交付決定額との差額を補正するものであります。次のページをお願いいたします。

7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金、同じく2目保

険財政共同安定化事業交付金は、それぞれ交付決定額との差額を補正するものであります。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

1 4 番久保田 21 ページですね。一般被保険者保険税還付金、22 年度までさかのぼってという説明を受けました。国民年金から厚生年金に変わった時点で社会保険に変わる、そこで国民年金がそのままに取り残されていたというのでしょうか。

健康推進課長 ここで計上している分は、国民健康保険の分です。年金ではございません。

1 2 番田口 15 ページの一般被保険者の高額療養費 650 万円というのは、件数は何件というのはあるんですか。

健康推進課長 ご質問の一般被保険者高額療養費の件数ですけれども、合計はちょっと出しておりませんが、だいたい月 130 件から 150 件の間で推移をしております。

1 4 番久保田 先ほどの私が聞きにくく言ったというかですね、21 ページ、再度尋ねます。22 年度までさかのぼらなくてはならないように気づかないものなのでしょうか。

健康推進課長 これは世帯主さんではなくて、その子どもさんが社会保険に入ったという状況であります。社保になって、本来ならば国保から外れなければならなかったという状況でありますけれども、これは届け出をしていただかないと、こちらでは分からない状況であります。

議 長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第10号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3回)」は、原案のとおり可決されました。

(14:25)

議 長 次に、日程第12、議案第11号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第11号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)」について、提案理由のご説明をいたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ138万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,318万9千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

健康推進課長 それでは事項別明細書でご説明いたしますので、6、7ページをお開きください。

歳入でございますが、3款繰入金、1項1目事務費繰入金ですが、歳出1款総務費において、肺炎球菌予防接種事業費を減額したことによるものであり、同じく2目保険基盤安定繰入金は、広域連合に対する拠出金による額の決定により、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

次に、歳出でございます。8、9ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費ですが、肺炎球菌ワクチンの予防接種が

予防接種法改正によりまして、定期予防接種となったため、広域連合の事業が廃止されております。その事業分を減額補正しております。なお、先ほど申しましたとおり、本予防接種は定期予防接種となったため、町の事業として取組むこととなっており、9月の定例議会において一般会計衛生費の事業として補正予算においてご決定いただいているところでございます。次のページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入でもご説明したとおり、広域連合に対する拠出金の額の決定により減額補正をするものでございます。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第11号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(14:29)

議 長 次に、日程第13、議案第12号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第12号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,590万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,290万6千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出から説明いたしますので、14、15ページをお開きください。

1款総務費、1項3目認定事業費につきましては、東彼地区福祉組合への分担金が減額されたことによる減額補正であります。次のページをお開きください。

2款保険給付費、1項1目介護サービス等諸費、同じく2目介護予防サービス等諸費、同じく4目高額介護サービス等費、同じく6目特定入所者介護サービス等費につきましては、保険給付費の決算見込み額と現予算額の差額を補正するものであります。なお、給付費全体では、減額補正となっておりますが、1目介護サービス等諸費における施設介護サービス費、2目高額介護サービス等費、6目特定入所者介護サービス等費におきましては増額補正となっております。次のページをお開きください。

8款予備費、1項1目予備費、歳入歳出の見合いにより減額補正をするものであります。次に歳入についてご説明いたします。6、7ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は、保険給付費にかかる国の

交付決定額による現計予算との差額を減額補正するものであります。

2項1目調整交付金につきましても、国の補助金決定額による現予算額との差額を減額補正するものであります。次のページをお開きください。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、支払基金から受ける保険給付費にかかる交付金で、交付決定通知により現予算額との差額を減額するものであります。次のページをお開きください。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金についても保険給付費にかかる県の交付決定額による現予算額との差額を減額補正するものであります。次のページをお開きください。

8款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は、介護給付費にかかる町の負担金分で、歳出で説明いたしました2款保険給付費の減額補正により一般会計からの繰入金を減額補正するものであります。

同じく3目その他一般会計繰入金は、歳出、1款総務費で説明いたしました東彼地区保健福祉組合への分担金減により、一般会計からの繰入金を減額補正するものであります。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。

「な　　し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第12号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(14:35)

議 長 次に、日程第14、議案第13号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第13号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ155万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,350万円にしようとするものでございます。なお、補正予算の詳細につきましては、産業振興課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

産業振興課長 それでは私の方から事項別明細書によりまして説明をいたします。歳出からご説明いたしますので、10、11ページをお開きください。

1款観光施設事業費、1項観光施設事業費、1目管理費の説明欄記載に、2、大崎温泉管理費48万円の減額補正は、18節備品購入費における執行残でございます。

次の説明欄記載の3、国民宿舎管理費46万円の減額補正は、13節委託料及び18節備品購入費の執行残でございます。

2目改良費でございます。説明欄記載の3、国民宿舎改良費でございます。19万円の減額補正は、工事請負費の執行残でございます。次に12、13ページをお開きください。

3款予備費、1項予備費、1目予備費42万円の減額補正は、歳入歳出の

見合いにより減額しているものでございます。次に歳入をご説明いたします。
6、7ページをお開きください。

1款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、ただいま歳出でご説明いたしました内容並びに、次のページの雑入でご説明いたします内容によりまして、305万円の減額補正を計上するものでございます。次の8、9ページをお開きください。

2款雑入、1項雑入、1目雑入でございます。1、観光事業収入200万円の増額補正は、指定管理者からの協定納付金の増額計上をするものでございます。

2、緑といきもの賑わい事業助成金50万円の減額補正は、一般会計の県補助金へ組み替えるということで、減額補正をしております。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第3回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第13号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(14:44)

議 長 次に、日程第15、議案第14号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第14号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ805万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億1,588万1千円にしようとするものであります。また、平成26年度に予定をしておりました事業認可区域の事業において、諸般の事情によりやむを得ず事業繰り越しを行う工事箇所が発生しており、これにつきましては地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明許費を計上いたしております。そのほか、今回の補正の主なものは、決算見込みによるものでございます。補正予算の詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

水 道 課 長 それでは説明をいたします。今回の補正予算は、先ほど町長の提案説明にありましたように、決算見込みによるものと、繰越明許費の補正が主なものでございます。それでは、議案書第2条の繰越明許費からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

今回の繰越明許費は、1款建設費、1項建設費、事業名管渠建設費、金額が1億3,176万2千円であります。繰り越しの理由は、平成26年度予定工事の主要区間において、工法変更による設計図書作成に不測の期間を要したことにより、年度内の完了が困難となりましたので、繰り越すものでございます。なお、国の債務負担の承認は2月25日付で得ていることを申し添えておきます。

では、歳入歳出の補正について、事項別明細でご説明いたしますので、1

3、14ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費ですが、27節公課費は消費税額の決定による増額でございます。

2目管渠管理費ですが、13節委託料は1月24日にエレナ川棚店前から医師会館前の区間において、下水道本管が閉塞し、各家庭からの排水不良が発生したことから、緊急に汚水の汲み取りと併せて下水道管内部の高圧洗浄作業を実施した作業委託費であります。

15節の工事請負費は、落札減によるものでございます。

3目処理場管理費ですが、11節需用費は、決算見込みによる減でございます。

13節の委託料は落札減に伴う減額でございます。次のページをお願いいたします。

2款1項1目下水道建設費の管渠建設費ですが、15節工事請負費は、当初予定いたしておりました水道管の移設補償が少額となったことから、22節の補償、補填及び賠償金を減額して補助にかかる部分の520万円を工事請負費に組み替えを行うことによるものであります。

また雨水建設費ですが、平成25年度に完了いたしました栄町地区雨水管渠開削工事に伴い、建物及び外構、外回りへの影響の報告を受けたところでございます。その後、建物等の事後調査を実施した結果、3軒について工事に伴う影響が確認されたところであります。したがって、管渠建設費の22節補償、補填及び賠償金から雨水建設費への組み替えを行うものでございます。次に17、18ページをお願いいたします。

3款1項2目公債費利子ですが、利子の償還については、利子の決定による減額と併せて財源内訳について特定財源のその他一般会計繰入金を減額し、下水道事業特別会計の一般財源の下水道使用料からの支出を増額するように組み替えたものでございます。次に7、8ページをお願いいたします。歳入について説明いたします。

1款1項1目建設費負担金ですが、当初見込みより供用開始区域の増と併せて一括納付の増により増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

2款1項1目下水道使用料ですが、年度内の増加件数が当初見込みに対し

て、約60%程度になったことと併せ、節水型機器の普及などにより使用料が伸びなかったことから決算見込みにより減とするものでございます。次のページをお願いいたします。

4款1項1目一般会計繰入金ですが、歳入歳出の見合いによるものでございます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

1 2 番 田 口 3ページの繰越明許費の1億3,176万2千円についてですが、もともとの建設費のですね、管渠建設費にあたるころだと思いますが、金額は1億9,345万円となっていますので、1億9,345万円のうち1億3,176万円というのは、かなり大きな割合だと思います。建設費の中の3分の2ぐらいの割合になるのですよね、その3分の2までもの建設費を繰り越さなければならないという事情はですね、どういう事情なのか。ある一カ所なのか、それとも数カ所なのか、そこらへんもよく分からないので、繰り越す理由をもう少しお聞きしたいと思います。

水 道 課 長 それでは田口議員のご質問にお答えをいたします。

平成26年度工事区域の主な区域といたしましては、JR小串郷駅から西側のJR線路より海側、町道名で言いますと町道塩床線周辺を含めたところでございます。その主要部分であります町道塩床線の全線について、当初、推進工法で設計をいたしておりましたけれども、その推進工法で行うことについて、関係住民の皆様方に説明をいたしたところ、推進工法においては、一部、薬品注入工法で地盤を固める工法などをとります。その工法によって、宅地建物等への影響を懸念されたところでございます。そこで、当初の推進工法では、住民のご理解がいただけなかったことから、さらに影響が少ない工法への変更として、当初の推進工法のさらなる影響の小さい工法への検討と併せ、開削工法への検討も行いました。最終的には、一番影響が少ないと思われる開削工法へ変更したことから、設計図書の変更に関し時間を要したためでございます。町道塩床線の整備に併せて、そのほかの枝線と言いますか、塩床線に流入する管の布設も、当然変わってくるということですので、その小串駅から西側一帯すべてが事業が実施できなかったということござ

います。これにつきましては、ご決定いただいたのち、現在、設計をいたしておりますので、早急な設計と発注に努め、27年度中にすべて完成するよう努力してまいり所存でございます。

14番久保田 10ページでお尋ねします。ここの説明で私が聞こえたのは、節水型により使用料が伸びなかったということをおっしゃったと思いますが、この減額400万円というのは、水の量で言えばどのぐらいの節水なんでしょうか。

水道課長 久保田議員のご質問にお答えいたします。

以前の水洗トイレの機器につきましては、約16リットル、1回流すあたりですね、大便でございますが、16リットルを必要としていたということでもあります。それが現在、8リットル、約半分に軽減されております。さらに進化いたしまして現在4リットルで排除できるという機器もあるそうでございます。ということで、1回あたりの使用料は半分程度に減っているとご理解いただければと思います。

5番三岳 先ほどの繰り越しにかかることだと思うんですが、この繰り越したことによって来年度以降のですよ、下水道事業に影響ないんですか。たぶん職員もそれに関わる部分が出てくるわけでしょう。先ほど、田口議員が言われたように7割近くの工事費なんですよね。そういったものを翌年度に繰り越すとなれば、その分の負担が出てくるんじゃないかなと。ただあの、来年の予算を見ても、そう大きな金額の変更はあっていないんですけれども、そういう影響はないんでしょうか。

水道課長 それでは三岳議員の質問にお答えをいたします。

新年度予算の計上額をご覧いただいているかと思います。影響が出ないように配慮しておりますので、影響が出ないということで回答させていただきます。

議長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって議案第14号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)」は、原案のとおり可決されました。

(15:00)

議 **長** 次に、日程第16、議案第15号「平成26年度川棚町水道事業会計補正予算(第2回)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 **長** 議案第15号「平成26年度川棚町水道事業会計補正予算(第2回)」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出で、収入において510万1千円を増額し、収入予算の総額を3億4,459万3千円に、また支出において3,779万7千円を減額し、支出予算の総額を2億5,811万円にしようとするものであります。一方、資本的収入及び支出で、収入において11万円を増額し、収入予算の総額を9億8,011万円に、また、支出において5,075万円を減額し、支出予算の総額を11億5,649万7千円にしようとするものであります。また、継続費につきましては、山道浄水場第7次拡張事業において、当初、年度内完成を予定しておりましたが、諸般の事情により、やむを得ず事業を繰り越すこととしており、総額は変更せず27年度の年割額をゼロとして、期間を27年度までの4年間に延長しようとするものであります。なお、第3条、第4条予算の今回の補正の主なものは、決算見込みによるものでございます。補正予算の詳細につきましては、水道課長より説

明いたしますので、ご審議の上ご決定くださるよう、よろしくお願いいたします。

水道課長 それでは説明をいたします。今回の補正予算につきましては、先ほど町長より提案説明がありましたとおり、決算見込み並びに山道浄水場第7次拡張事業の繰越に伴う継続費の補正によるものでございます。それではまず、3ページをお開きください。

継続費の補正であります。町長提案説明のとおり、総額は変更せずに期間を4年間にするものでございます。なお、工事につきましては、2件の工事について契約を締結しており、残りの3件の工事につきましても年度内契約に向けて事務を進めているところでございます。それでは次に7ページをお願いいたします。

実施計画説明書でご説明いたします。まず、収益的収入および支出でございますが、まず、支出について、1款1項2目浄水費ですが、委託料は汚泥処分料が当初見込みよりも多く発生したことから増額し、修繕料は決算見込みによる減額でございます。また、材料費及び工事請負費は、既存の緩速ろ過池のろ過砂の補砂を計画いたしておりましたが、残圧を測定したところ、27年度まで補砂の必要がないと判断できましたので実施を見送り、減としたものでございます。

3目配水および給水費でございます。工事請負につきましては、予定はいたしていたものの、給水不良や漏水の報告もなく、緊急性がないと判断して実施しなかったことによる減でございます。

5目減価償却費、6目資産減耗費は、決算見込みによる増減でございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、平成25年度の借入額の減に伴い決算見込みによる減額でございます。次に収入についてでございます。

1款1項1目水道料金は、決算見込額が予定額とほぼ同額ですので補正はございません。

2目受託工事収益は、決算見込みによる減額でございます。

3目加入金も決算見込みによる増額でございます。

4目その他の営業収益は、手数料は決算見込みによる増額ですが、工事負担金は下水道工事に伴う移設工事が予定よりも発生しなかったことによる減額でございます。

2項3目他会計負担金は、児童手当について一般会計からの繰り入れを行うものでございまして、会計間移動に伴い減額となったものでございます。

4目消費税還付金は、仮受消費税よりも仮払い消費税の額が大きかったことから還付される見込みでありますので計上いたしております。

5目長期前受金戻入は、新会計制度に伴い国庫補助金、工事負担金、受増財産評価額について長期前受金として減価償却を行うことになり、その長期前受金として減価償却した額については、営業外収益の長期前受金戻入として順次収益化していくという定めから、決算見込みとして増額するものでございます。8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、まず支出からでございますが、1款1項2目施設改良費は、工事請負について予定はしていたものの、給水不良や漏水の報告もなく緊急性がないと判断して実施しなかったことと、他事業との関連で予定いたしておりました移設に伴う布設替えがなかったことから減額するものでございます。

3目施設拡張費は、山道浄水場第7次拡張事業にかかるもので、先ほど継続費の繰り越しの説明と重複いたしますが、入札執行等に遅れが生じたので、やむを得ず事業を繰り越すということになりました。継続費の補正は、先ほどの説明のとおりでございます。なお、27年度中の完成と供用開始に向けて、工事には万全を期してまいりたいと思っております。次に収入についてでございます。

1款1項1目企業債につきましては、26年度の第7次拡張事業は繰り越しをいたしますが、企業債についても併せて繰り越しをいたしますので補正はございません。

2項1目工事負担金は、町道城山線改良工事に伴う移設工事が発生いたしましたので、道路管理者からの負担金でございます。

5ページ、6ページには、予算実施計画書、9ページにはキャッシュフロー計算書、12ページから14ページには予定損益計算書、予定貸借対照表を記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号「平成26年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第15号「平成26年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩いたします。

(15:10)

(…休憩…)

(15:25)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、日程第17、議案第16号「川棚町行政手続条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第16号「川棚町行政手続条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

本条例の一部改正は、行政手続法の一部を改正する法律が、平成27年4

月1日から施行されることに伴い、関連する条項について改正を行おうとするものであります。改正の詳細につきましては、総務課長にこの後説明させていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは補足説明をいたします。新旧対照表で説明をいたしますので、改正本文の次のページをお開き願います。

まず、行政手続条例につきましては、行政運営におきます公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置として、町の機関が行います手続き、不利益処分、行政指導、届出及び命令等に関するルールを明確化することを目的として制定しているものでございます。

このたび、上位法でございます行政手続法の改正がございましたので、それに関連します条例を改正しようとするものであります。

まず目次、第1条でございますが、これは法律の改正によりまして条がそれぞれ繰り下がっておりますので、併せて改正するものでございます。

第2条第1号でございますが、次のページになります。用語の定義として、条例等とありますが、これまでの条例及び執行機関の規則に地方公営企業第10条に規定する企業管理規定、県の事務処理の特例に関する条例、県教育委員会の事務処理の特例に関する条例により、町が処理することとされた事務について規定する県の条例及び規則を追加するものでございます。

第5号中「名あて人」の改正が出てきておりますが、漢字へ改めるものでありますので、以降の説明は省略とさせていただきます。

第6号でございますが、町の機関に、「川棚町水道事業の設置等に関する条例第3条第2項に規定する水道事業の機関」を挿入するものでございます。

少しページをめくっていただいて、第31条でございますが、「申請」の後にかっこ書きを挿入しておりますけれども、これについては「(法律等に基づくものを含む)」というふうに改正がなされておりますので、併せて改正するものでございます。

第2項では、現行の行政手続条例では、条例に基づく申請に関する行政指導について規定をしており、これを「法律等に基づく場合を含めること」に改め、申請者が行政指導に従わないことにより公の利益に著しい障害を生ずるおそれがある場合は、行政指導を継続することの規定を追加するものでございます。

第32条では、第31条の改正と同様に、法律等による場合を含めるため改正するものでございます。

第33条第2項では、「行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときには、相手方に対して権限を行使する根拠を示さなければならない。」とされましたので、その規定を追加し、示すべき根拠として第1号から第3号までを定めるものでございます。

第35条では、「法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができる。」こととされたこと。但し書きでは、「当該行政指導が、その相手方について弁明、その他意見陳述のための手続きを経てされるものとあるときは、この限りではない。」を追加しようとするもので、第2項では、前項の申し出に必要な申出書に記載すべき事項を第1号から第6号までに規定するものでございます。

第3項では、「第1項の規定により申し出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならない。」と、このように規定するものでございます。

第36条では、「何人も法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにさせるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする行政庁又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。」とし、第2項では、前項の申し出をする際に、申出書に記載すべき事項を第1号から第6号まで規定するものであります。

第3項では、「第1項の規定により申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。」と、このように規定するものでございます。次に、改正条文、本文をご覧いただきたいと思います。

附則でございますが、第1項施行期日ですが、平成27年4月1日とし、第2項では、川棚町税条例第4条第2項の一部が第33条の改正により、項ずれをおこしておりますので、税条例についても改めようとするものでございます。

以上で、補足説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

5 番 三 岳 先ほど総務課長から説明があった、川棚町税条例の一部改正というのが附則のところに出てきているわけですね。これは今までこういうやり方をしておられたのでしょうか。ちょっと意味合いがどうなのかと思いますが。

総 務 課 長 ただいまの質問にお答えをいたします。

条例改正の手法として、こういった方法もありますので、簡易な方法だと判断し、今回、税条例の改正も行ったものでございます。

議 長 他にございませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号「川棚町行政手続条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第16号「川棚町行政手続条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(15:37)

議 長 次に、日程第18、議案第17号「川棚町特別会計条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第17号「川棚町特別会計条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の改正につきましては、川棚町簡易水道事業におきまして、平成27年4月1日をもって上水道事業に経営統合することに伴い、これに併せて川棚町簡易水道事業特別会計を廃止しようとするものであります。詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定くださるよう、よろしくお願いいたします。

水道課長 それでは改正内容をご説明いたします。1枚めくっていただいて新旧対照表をお開きください。

今回の改正につきましては、国において簡易水道に対する支援体制を維持しつつ、簡易水道の統合を重点的に促進するため、平成19年6月に簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱及び簡易水道等施設整備費国庫補助金取り扱い要領の一部が改正され、他の水道事業と統合する簡易水道事業統合計画を策定し、平成22年3月までに厚生労働省の承認を得た場合には、引き続き平成28年度末までの簡易水道等の整備に対して国庫補助を受けることができるように整備されたことに伴い、本町では平成22年2月に、簡易水道事業を平成26年度末までに上水事業へ統合する簡易水道事業統合計画書を策定したところであります。先ほど、町長提案説明にありましたように、簡易水道事業を平成27年4月1日をもって上水道事業に経営統合することに伴い、これに併せて本則の表中の川棚町簡易水道事業特別会計を廃止して改正するものでございます。改正本文に戻っていただきまして附則でございますが、施行期日については平成27年4月1日といたしているところでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号「川棚町特別会計条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第17号「川棚町特別会計条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(15:41)

議 _____ **長** 次に、日程第19、議案第18号「川棚町保育の実施に関する条例を廃止する条例」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第18号「川棚町保育の実施に関する条例を廃止する条例」について、提案理由を説明いたします。

この条例は、児童福祉法の改正に伴い、保育の必要性の認定に関する基準を町の条例で定める必要がなくなったこと、並びに子ども子育て支援法及び同法施行規則において、保育の必要性の認定に関する基準が規定されたことから、川棚町保育の実施に関する条例を廃止しようとするものであります。なお、詳細につきましては、住民福祉課長から説明いたしますので、ご審議

の上ご決定いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

住民福祉課長 それでは議案第18号「川棚町保育の実施に関する条例を廃止する条例」についてご説明いたします。

本町では現在、児童福祉法第24条第1項の規定及び児童福祉法施行令第27条に定める基準に従い、保育の実施のための基準として、川棚町保育の実施に関する条例を制定しております。今回は、子ども子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども子育て支援法及び認定こども園法の一部改正の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、いわゆる子ども子育て関連三法の成立により、児童福祉法第24条第1項が改正され保育の基準が定められたため廃止するものでございます。なお、この改正により保育の必要性の認定を受けるための基準として、子ども子育て支援法施行規則平成26年内閣府令第44号が交付されました。この認定を受けるための基準は、本町の規則でも定めなければならないものがあり、新制度が始まります新年度に向けて準備を急いでいるところでございます。

なお、この条例は附則において平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号「川棚町保育の実施に関する条例を廃止する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第18号「川棚町保育の実施に関する条例を廃止する条例」は、原案のとおり可決されました。

(15:45)

議 長 次に、日程第20、議案第19号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第19号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明をいたします。

川棚町介護保険条例の保険料率につきましては、平成24年4月1日に改定し、介護保険事業を運営してきております。65歳以上の方の介護保険料は、介護保険法に基づき3年間で必要となる介護保険サービス給付費や、被保険者数の見込みなどをもとに3年ごとに見直しが行われております。

平成27年度から平成29年度までの期間は、第6期介護保険事業計画の期間にあたりますが、高齢化の進行、介護給付費の増大等を勘案したうえで、第6期における介護保険料水準を定めるため、川棚町介護保険運営協議会において協議していただき、介護保険料基準額の設定についてもご理解を得ましたので、介護保険料率の改定について条例の一部改正を提案するものでございます。なお、詳細につきましては、健康推進課長から説明させますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

健康推進課長 それでは川棚町介護保険条例の一部を改正する条例の内容についてご説明をいたします。

本改定にかかる介護保険料の算定は、第6期介護保険事業計画において、第1号被保険者数、要介護認定者数、サービス受給者数、給付費等の推計を基に介護保険料の標準額を設定しております。なお、第6期介護保険事業計画の策定委員会も兼ねております介護保険運営協議会におきまして、4回の

策定会議を経て、基準年額を6万3,600円に設定し、協議会においてもご理解をいただいているところでございます。それでは、お配りしております資料第1号保険料の多段階化、軽減強化に関する資料をご覧ください。

まず、保険料の基準額ですが、先ほどご説明したとおり、月額5,300円、年額6万3,600円に設定しております。なお、基準額に対応する段階は、資料の第5期の表を見ていただきたいと思いますけれども、第5期で第4段階、負担割合が1.0というところになります。これが第5期の基準額であります。それから、第6期につきましては、基準額のところが新第5段階となります。第5期に比べ、年額で2,400円の負担増となっております。また、国の介護保険制度改正にかかる関係省令におきまして、第1号保険料の多段階化、軽減強化が図られております。資料の上の囲みのところになりますけれども、省令における標準段階の見直しとしては、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、また多くの自治体で多段階の設定をしている状況を踏まえ、標準段階を6段階から9段階に見直すこととされております。

また、保険料の軽減強化としましては、世帯非課税については、新たに公費負担による軽減の仕組みを導入し、さらなる負担軽減を図ることとなっております。ただし、消費税の10%引き上げが先送りされたことによりまして、2段階構えで実施されることとなっております。資料の第6期の表をご覧ください。

新第1段階は、負担割合で0.45(0.3)となっております。0.45の負担割合については、27年の4月から、それから0.3は、29年の4月からということになります。

新第2段階、新第3段階も同じような見方をいたします。それでは新旧対照表でご説明いたします。

第3条は、保険料率であります。先ほど説明した9段階のそれぞれの負担割合による年額の改定であります。なお、3条の第1号は、新1段階に対応していますが、先ほど説明いたしました負担割合の0.45分、年額で2万8,620円となるべきところですが、ここでは負担割合0.5の金額、3万1,800円としております。この軽減策の0.05分は、公費負担として賄うこととなっております。国の27年度予算が成立しないと、政令が

公布されない状況となっております。したがって、今回の条例改正案につきましても、多段階化のみを反映した条例を改正し、軽減強化については、政令公布後に改めて条例を改正する方法をとってまいります。今後の手続きの方法としましては、次回、開会される議会に諮る方法と、地方自治法に基づく町の専決処分による方法のいずれかで対応したいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、国の見解としましては、改正条例は4月1日に遡及適用されることとなりますが、軽減、利益の変更を定めるものなので、遡及も容認されるとの見解でございます。

続きまして第5条は、資格の取得、喪失があった場合の保険料の算定についてですが、これは9段階に設定した関係上、改定をするものでございます。前のページをお願いいたします。

附則の施行期日ですが、平成27年4月1日から施行するとしております。経過措置につきましては、改正後の川棚町介護保険条例の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ここで、時間延長をいたします。

(15:54)

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」は、総務厚生委員会に付託したいと思いますが、これに、異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第19号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」は、総務厚生委員会に付託することに決定いたしました。

(15:55)

議 長 次に、日程第21、議案第20号「川棚町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例」及び日程第22、議案第21号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を、川棚町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第20号「川棚町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例」及び、議案第21号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」につきまして、提案理由をご説明いたします。

平成25年6月14日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正されたため、これまで厚生労働省が省令で定めていた一部基準について、町の条例で基準を定める必要が生じたので、川棚町地域包括支援センター並びに川棚町指定介護予防支援事業所の事業の人員等の基準について、新たに2つの条例制定を提案する者でございます。なお、条例の内容につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

健康推進課長 それでは、この2つの条例の内容についてご説明いたします。

本条例は、先ほど町長が申しましたとおり、国の第3次一括法が施行されたことに伴い、介護保険法の一部が改正されたため、これまで厚生労働省が省令で定めていた一部基準について、町の条例で基準を定める必要が生じたので、新たに2つの条例制定を提案するものでございます。

町において定めるべき基準は、1つは地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施にかかる基準、そしてもう一つは、介護予防支援事業所の

人員等に関する基準であります。議案第20号においては、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準であります。町で設置しております地域包括支援センターが、包括的支援業務を実施するために必要な事項として、第1条に趣旨、第2条において基本方針、第3条において人員に関する基準を定めております。本条例に関しましては、すべて国の基準に準じております。

次に議案第21号、介護予防支援事業所の人員等に関する基準ですが、指定介護予防支援事業所における人員及び運営、そして介護予防のための効果的な支援方法として、第1章において総則、第2章において人員に関する基準、第3章において運営に関する基準、第4章において介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、第5章において基準該当介護予防支援に関する基準をそれぞれ定めております。先ほど説明した条例と同様、本条例においても基準設定の考え方としては、その内容の多くが本町の実情に国の基準を上回る内容や異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められないことから、原則として国の基準に基づき条例を定めることとしております。

ただし、介護予防支援の適正な提供という観点から、2つの独自基準を設けております。1つは、第2条において、暴力団の排除であります。本町には、川棚町暴力団排除条例があり、暴力団等による不当な影響を排除することを目的に設定をしております。

そしてもう1つは、第30条において、介護予防支援の提供に関する記録の保存を2年から5年としております。この基準設定におきましては、保険者が返還請求は地方自治法により、過去5年間までさかのぼることができるとなっております。そのような状況になった場合、確認が困難な事態とならないように、保存期間を2年から5年としたものです。

なお、附則であります。2つの条例とも、平成27年4月1日から施行するとしております。

以上で、第3次一括法にかかる2件の条例制定についてご説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

14番久保田 議案第20号でお尋ねします。ページが書いていないので、表

のところですね。第3条の(3)主任介護支援専門員研修を終了した者をいうとあります。この研修の時間は、何時間ぐらいを受けなくてはいけないのか。そして、受けた者は資格がなくてもこれに携わっていいのかお尋ねします。

そして、もう一つめぐりまして、担当する区域における第1号被保険者の数でおおむね書いてありますが、これはどういうふうな根拠で分けられたのか。その地域別なのか、校区別なのか、ここの数を挙げていても、1号被保険者の数ですから、その人達がどのような家族構成なのか、どういう健康状態にあるのか、そういうことで簡単にこういうふうに分けていいものなのかどうか。分けた根拠と2つお伺いします。

健康推進課長 まず、主任介護支援専門員の研修等についてですけれども、この主任介護支援専門員というのは、いわゆるケアマネである程度の経験を積まれた方が研修を受けて、この主任介護支援専門員という立場になります。この研修の日にちとか内容はちょっと覚えておりませんが、数日間かかって研修を受けられて、この主任介護支援専門員という立場になられます。

それから第3条の2項についてですけれども、これは川棚町においては、1つの地域包括支援センターしか設置しておりませんので、うちの場合には当てはまりません。これはですね、特定の生活圏域、いわゆる合併であるとか、または離島を抱えている町、そういったところに2つの地域包括支援センターが必要になった場合は、人員配置基準における人員を確保しておけばいいですよという条例であります。以上です。

14番久保田 議案21号で尋ねます。1枚めぐりまして、指定介護予防支援に関する知識を有する職員、これは有する職員ですから、国の考えでいきますと、有する職員であって、研修を受講すれば、ボランティアとかシルバー人材センターとか、そういう活用も可能というふうに国は言っていると思います。ここのところはそういうふうな私の解釈でいいんでしょうか。知識を有する者で、資格も何も持たなくても構わない人たちをここに配置されてもいいということでしょうか。

健康推進課長 質問の内容をもう一度お願いしてよろしいでしょうか。

14番久保田 国はですね、既存の介護事業所に専門職以外、有償のボランティアとか、シルバー人材センターの活用とか、そういうことでも置いていい

というふうに国はしていると思うんですね。本町は、サービスが低くならないようにというふうにおっしゃいましたけれども、国とここでは参酌、4条は国の参酌で町独自とはなっていなかったと思うんですね。国に準ずるということでしょうから、それでサービスが低下しないのかというふうにお尋ねします。

健康推進課長 この条例で定める事業所というのが、指定介護予防支援事業所と言いまして、要支援の方の、要支援の認定を受けられた方のケアプランを作る事業所になります。久保田議員がおっしゃられているのは、今後、行われます地域支援事業が、一部介護保険サービスから離れて地域支援事業として行われている分の事業所を言われていると思いますけれども、この条例で定める分についてはですね、先ほど言いましたとおり、要支援の認定を受けられた方のケアプランを作る事業所、イコールですね、今地域包括支援センターで行われております。でよろしいでしょうか。

議 長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号「川棚町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例」及び、議案第21号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」は、総務厚生委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第20号「川棚町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例」及び、議案第21号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(16:12)

議 長 次に、日程第23、議案第22号「川棚町大崎保養・宿泊施設設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求

めます。

町長 議案第22号「川棚町大崎保養・宿泊施設設置条例の一部を改正する条例」の提案理由をご説明いたします。

川棚町大崎保養・宿泊施設設置条例につきましては、平成18年に全部改正を行い、平成19年、平成20年には利用時間の変更、また平成23年にはパットゴルフ場を交流広場へ改め運用を行ってきております。

このように、これまでも利用時間の変更を行ってきておりますが、近年の利用者のニーズにできるだけ対応したいとの考えから、さらに改正をしようとするものであります。

今回の改正につきましては、本条例の別表に掲げております施設の利用時間の変更や、語句の追加、訂正を行うものであります。なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

産業振興課長 それでは私の方から改正内容についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、指定管理者の方から要望があり、協議の結果、改定すべきものというふうに判断をいたしましたので、本日、議案の提出を行っております。改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の中で、広間、会議室がございます。こちらにつきましては、午後9時までを午後10時まで。大浴場家族風呂につきましては、宿泊者の入浴時間を午後10時までを午後11時までと。交流広場につきましては、語句の誤りを正すため、午前5時からを午後5時から。テニスコートにつきましては、夜間照明施設は以前からございましたが、規定を定めておりませんでしたので、「ただし、夜間照明は午後5時から午後10時まで」の規定を加えるものでございます。改正の理由といたしましては、指定管理者との協議で広間、会議室については宴会等を行っております。この時間帯が現在では9時ということになっております。この9時では宴会の開始時間というものが7時までしか受けられないということで、7時より後に始められる宴会につきましては、9時までの限定ということで行っている状態でございます。このことについて、利用者から時間の延長の要望があっているところでございます。

また、大浴場、家族風呂については、最近の宿泊者はハウステンボスを利

用し、後泊でくじゃく荘を利用するケースが多くなっております。さらには、修学旅行生の利用もございますが、消灯が10時ということにしておりまして、引率の先生につきましては、消灯を確認してから入浴を行うということで、旅行業者でありますとか、引率の先生から要望が上がっているというような状況を聞いております。改正本文に戻っていただきたいと思っております。

附則では、平成27年4月1日から施行するということとしております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号「川棚町大崎保養・宿泊施設設置条例の一部を改正する条例」を採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第22号「川棚町大崎保養・宿泊施設設置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第 2 4、議案第 2 3 号「一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第 2 3 号「一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例の一部を改正する条例」の提案理由を説明いたします。

一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例につきましては、去る、平成 2 6 年 6 月定例会におきまして、条例の終期を平成 2 7 年 3 月 3 1 日とすることでご決定をいただいております。

指定管理者につきましては、先の 1 2 月定例会におきまして、次期指定管理者を一般社団法人川棚町観光協会とすることの議決をいただいたところでございます。一般社団法人川棚町観光協会が指定管理者として施設を運営していくためには、運転資金が必要でありますので、現在の制度として余剰金はすべて町へ納付することとしております。したがって、年度初めにおいて、施設の運転資金がない状態となりますので、この貸付金条例の延長を行い、円滑な運営を行うことが必要であるため、本条例の一部を改正を上程するものであります。なお、詳細につきましては産業振興課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

産業振興課長 それでは私の方から説明をいたします。

先ほど町長からも説明がありましたように、本条例につきましては、平成 2 6 年 6 月の定例会において議決をいただき、制定をしております。条例の終期は 2 7 年 3 月 3 1 日であります。

この終期につきましては、次期指定管理者がどこになるのか分からないという状況でございましたので、終期を定めているというところでございます。観光協会においては、国民宿舎並びに大崎温泉施設のそれぞれの指定管理者協定書の第 1 1 条第 2 項において、余剰金については修繕費等のために蓄えられる一定のものと、川棚町が認めたものを除き、すべて川棚町へ納付するものとする予定しております。年度末においては、運転資金を保有していない状況であります。しかし、各施設の継続的な営業については、運転資金は必ず必要でございます。以上の理由により、本条例の附則を平成 2 7 年 3

月 31 日となっておるものを、次期指定管理者の終期である平成 32 年 3 月 31 日に改めようとするものでございます。

改正本文では、附則にこの条例は公布の日から施行するという事としております。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

すみません、今の説明の訂正をさせていただきたいと思います。年度末には運転資金がないというような説明を申し上げましたが、年度初めの誤りでございます。訂正させていただきます。以上です。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号「一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第 23 号「一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり

可決されました。

(1 6 : 3 3)

議 長 次に、日程第 2 5、議案第 2 4 号「町道の廃止（町道川通り線外 2 7 7 路線の件）」及び、日程第 2 6、議案第 2 5 号「町道の認定（町道川通り線外 2 7 7 路線の件）」を、川棚町議会会議規則第 3 7 条の規定により一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第 2 4 号「町道の廃止（町道川通り線外 2 7 7 路線の件）」及び、議案第 2 5 号「町道の認定（町道川通り線外 2 7 7 路線の件）」につきましては、一括上程いただきましたので、ご説明を申し上げます。

町道路線の認定につきましては、現在、公示事項として路線番号、路線名、起点、終点の地番延長幅員、重要な経過地を記載しているところであり、しかし、道路管理上の問題から、起終点や経過地が地番等に至るまで詳細に記載されているものについては、適当な機会に地番等を公示の内容から削除することが適当であるとの県の指導を受けていたところであり、このことから、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により、議案第 2 4 号で 2 7 8 路線の現認定の地番延長幅員を削除するためいったん廃止し、道路法第 8 条第 2 項の規定により議案第 2 5 号で町道路線の認定を同時に行うものであります。なお、町道の全路線は 3 0 4 路線ありますが、そのうち 2 6 線は工事を行ったことにより、変更が生じたので、平成 2 0 年 3 月以降の本会議において、認定の公示事項を字までに変更をいたしております。詳細につきましては、建設課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

建 設 課 長 それでは説明いたします。今回、廃止、認定を行おうとする路線は、町道川通り線外 2 7 7 路線であります。廃止議案をお開きいただいて 7 ページに道路認定路線の表、それを 8 ページに路線網図を添付しております。いずれも緑色が今回廃止認定を行う路線で、赤色がすでに地番を抜いて認定している路線になります。このことにつきましては、平成 2 5 年 3 月議会本会議におきまして、工事により変更が生じまして、認定の公示事項を変更した折に「残りの路線も一括して廃止、認定の提案を行うよう事務を進めてまいります。少なくとも年度内には一括提案したいと思っております。」と説明をしておりました。約束から 1 年ほど遅れておりまして、大変申し訳

ありませんでした。今回、事務処理が整ったことから提案を行うものであります。

現在の認定では、起点、終点が少しでも変動すれば、その都度、議会の議決が必要となります。例えば、幹線道路となります国道、県道、それから幹線的な町道、また現在、整備されております広域基幹農道などが、新設や拡幅、歩道設置等で幅が広がったことにより、その幹線道路に接続する町道の起終点が短くなった場合、また、町道の取り付く角度が変わった場合、起終点の地番が地権者の都合によりまして分筆され、枝番がついた場合など、議会の議決が必要となります。今後は、字名が変わるような大きな起終点の変更や、新しく町道を認定する場合、また完全に町道を廃止する場合以外は、議会の議決が必要となくなりますので、事務の煩雑さが避けられまして、事務の簡素化につながるものと思っております。なお、道路台帳への記載につきましては、認定された字までの記載となりますが、区域の決定の告示におきまして、起終点の地名、地番、延長付近などを詳細に記載することとなっております、交付税検査でも必要となってきますので、道路台帳の区域決定欄に起終点の地名、地番、延長、幅員等を詳細に記載することで十分対応できるものと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから一件ごとに討論、採決を行います。議案第24号「町道の廃止（町道川通り線外277路線の件）」に対する反対者の発言を許します。

（発言なし）

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第24号「町道の廃止（町道川通り線外277路線の件）」は、可決されました。

(16:33)

議 長 次に、議案第25号「町道の認定（町道川通り線外277路線の件）」の討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号「町道の認定（町道川通り線外277路線の件）」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第25号「町道の認定（町道川通り線外277路線の件）」は、可決されました。

(16:34)

議 長 次に、日程第27、議案第26号「川棚町水道事業給水条例の

一部を改正する条例」及び、日程第28、議案第27号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」を、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長 議案第26号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例」及び、議案第27号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、一括議題としていただきましたので、併せて提案理由をご説明申し上げます。

今回、ご提案いたしました2件の条例改正につきましては、川棚町簡易水道事業におきまして、平成27年4月1日をもって上水道事業に経営統合することに伴い、これに併せて議案第26号では、給水区域に木場を追加し、附則において川棚町簡易水道事業給水条例を廃止し、併せて廃止に伴う経過措置を設けるものであります。また、議案第27号では、簡易水道事業の廃止に併せて改正の必要が生じたためであります。詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

水道課長 それでは改正内容をご説明いたします。

まず、議案第26号についてであります。1枚めくっていただいて新旧対照表をお開きください。

第2条の給水区域、給水人口及び1日最大給水量についてであります。第1項、給水区域に木場を追加するもので、給水人口及び給水量については、平成23年3月取得いたしました認可において、木場地区を含んで認可の数値といたしておりましたので、改正の必要はございません。戻っていただいて改正条文であります。附則についてであります。

まず第1項の施行期日ですが、平成27年4月1日といたしております。

附則の第2項で、川棚町簡易水道事業給水条例の廃止を、第3項では、経過措置として簡易水道事業給水条例に基づき行った承認、検査等においては、水道事業給水条例の規定へ引き継ぐとしております。なお、簡易水道事業給水条例の廃止等について、水道事業給水条例の一部改正においての対応といたしました理由といたしまして、簡易水道事業給水条例廃止に伴う経過措置

を、水道事業給水条例に引き継ぐことが必要であったためでありますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第27号についてご説明いたします。1枚めくっていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

先ほど説明いたしました簡易水道事業の廃止に伴いまして、第3条の布設工事監督者の資格の第2項がすべて削除となります。

第4条の水道技術管理者の資格の第1項第1号の文中の簡易水道以外の水道の部分を削除し、第1項第4号は、文中の第1項を削除し、第2項はすべて削除するものであります。戻っていただきまして改正文をお願いいたします。

附則についてであります。施行期日ですが、平成27年4月1日といたしております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから一件ごとに討論、採決を行います。議案第26号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例」に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第26号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決されました。

(16:41)

議 _____ **長** 次に、議案第27号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第27号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(16:42)

議 _____ **長** 次に、日程第29、議案第28号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第28号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の改正につきましては、下水道法施行令の一部を改正する政令が、平成26年11月19日に公布されたことに伴い、下水道へ排水する排水基準が改正され、同年12月1日に施行されたことにより、これに併せて改正する必要が生じたためであります。詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

水道課長 それでは改正内容を説明いたします。1枚めくっていただいて新旧対照表をお開きください。

第10条の除外施設の設置等についてであります。第1項第1号、カドミウム及びその他の化合物の排出基準について、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令が改正され、それを受けまして、下水道法施行令の改正が合わせて行われたことから、今回、改正前の排水基準0.1mg/L以下から、改正後の0.03mg/L以下に改正を行うものであります。1枚戻っていただきまして改正条文です。

附則のところでは、施行期日につきましては、平成27年4月1日といたしております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第28号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(16:46)

議 長 次に、日程第30、議案第29号「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第29号「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更の件」について、提案理由の説明をいたします。

今回の規約の変更につきましては、長崎県市町村総合事務組合を組織する長崎県南部広域水道事業団が、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日をもって解散することに伴い、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じ、規約の変更が必要となりましたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由とさせていただきますが、補足説明を総務課長にさせますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

総務課長 それでは、補足説明をいたします。新旧対照表で説明をいたしますので、1ページめくっていただきたいと思っております。

まず、第7条の2でございますが、特別議決でございます。これにつきましては、従前、総合事務組合におきましては、申し合わせ事項でなされてきておりましたものを、今回、条文化とされたものでございます。

第7条の2、「組合の議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部にかかるものについては、当該事件に関係する市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。」と、このように今回、新たに改正がされているものでございます。次に、別表第1でございませう。

別表第1の右側の組合を組織する組合市町村の上から7行目、下線を引いてあります長崎県南部広域水道事業団を脱退により削除するものでございませう。次のページをご覧ください。

上から3段目、第3条第9号に関する事務。この事務は、非常勤公務災害補償に関する事務でありまして、右側の9行目に下線を引いてある長崎県南部広域水道事業団を削除するものでございませう。

次に、改正文に戻っていただきまして、附則であります、平成27年4月1日から施行することといたしております。

長崎県南部広域水道事業団は、平成11年に策定された長崎県南部広域的水道整備計画に基づき、水道用水供給事業に関する事務処理を共同して行うため、長崎市、諫早市、長与町及び時津町で構成された企業団でありまして、平成12年に設立されたものです。この2市2町は、これまで新たな水事業に対応するため、水源確保について協議がなされてまいりましたが、それぞれの市町において水源の確保ができ、事業団の役割が終了し解散となったものでございませう。

以上で、補足説明とさせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更の件」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第29号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更の件」は、可決されました。

(16:52)

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(16:52)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 _____

会議録署名議員 _____

会議録署名議員 _____